

令和元年小布施町議会 9 月会議会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 9 月 5 日 (木) 午前 10 時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (14 名)

1 番	寺 島 弘 樹 君	2 番	水 野 貴 雄 君
3 番	関 良 幸 君	4 番	竹 内 淳 子 君
5 番	中 村 雅 代 君	6 番	福 島 浩 洋 君
7 番	小 林 一 広 君	8 番	小 西 和 実 君
9 番	大 島 孝 司 君	10 番	小 淵 晃 君
11 番	関 谷 明 生 君	12 番	渡 辺 建 次 君
13 番	小 林 正 子 君	14 番	関 悦 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久 保 田 隆 生 君
教 育 長	中 島 聰 君	総 務 課 長	竹 内 節 夫 君
財 務 課 長	中 條 明 則 君	企 画 政 策 課 長	須 藤 彰 人 君
健 康 福 祉 課 長	林 かおる 君	健 康 福 祉 課 長 補 佐	永 井 芳 夫 君
産 業 振 興 課 長	西 原 周 二 君	産 業 振 興 課 長 補 佐	富 岡 広 記 君

建設水道課長 畔上敏春君 教育次長 三輪茂君
監査委員 畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎博雄 書記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので、ご報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従いまして、順次質問を許可いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（関 悦子君） 最初に、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ことしも大変暑い夏だったというか過去形で申し上げるのも僭越ですが、大変暑い夏ではありますけれども、この小布施町議会、9月会議の1番として最初の質問をさせていただきます。

暑い夏、8月が過ぎていると、今、申し上げたところですが、この8月の末に皆さんご承知のとおり、国において概算要求書が各省庁などから提出されたというようなことは各報道等であったと思います。

そんな中、私のほうから今回、6月の定例会会議の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、改めて教育長にプログラミング教育並びに「5G」次世代通信規格と言われている5Gを見据えた通信環境整備についてということでお尋ねをしたいと思います。

まず、文部科学省においては、昨年度、2018年度の教育委員会等における小学校プログラミング教育に関する取り組み状況等を調査した結果を、この5月に発表しております。

その中では、特にプログラミング教育に関して「特に取り組みをしていない」と、こういった回答を寄せた自治体が、当初56.8%であったんですが、それが何と4.5%に大幅に減少したと。また逆に、「既にプログラミングの授業を実施している」との回答は16.1%から52%ということで、この数字をどう見るか、おおむね半数以上が、もう既に実施をしているというような公表結果が出ているわけです。

自治体の規模別の分析結果もあわせて公表されているわけですが、ここ、小布施町については規模別でいきますと小規模自治体に区分されるかと思えますけれども、ここでは小規模自治体の取り組みはおくれているとの一般的な傾向が指摘をされたところです。

新たな取り組みというようなこともありますので、まず、何から手をつけたらいいのかと、これは現場サイドも含めて、これはまた英語教育とは、また違った面があるかと思えますので、あえてプログラミング教育ということで再度申し上げているわけですが、何から手をつけたらいいんだろうとか、それから、プログラミング教育、何でこんなことをというか、趣旨だとか目的だとか、いわゆるその辺のノウハウ、その辺が非常にまだ国等を含めて情報が不足している。なのでわからない。そういったもろもろの課題があるとは、当然私も思いますが、いずれにしてもご案内のとおり、来年度から小学校、栗ガ丘小学校ですが、取り組みが始まると、あるいは翌々年度には中学校段階においても開始、スタートをするというような状況に当たって、私がこう申し上げるのも非常に僭越ではありますけれども、コンピューターが社会を支える、あるいはアルゴリズムというんでしょうかね、暗算する手順とよく言われておりますけれども、そういった処理手順をやはり学んでい

く、そういったような新しい学力観であるというようなことをよく言われております。

一時期、先進国、それから、新興国との間の中でデジタルデバインドというような言葉も社会問題として惹起されたというようなことも、皆さんご記憶かと思えますけれども、少なくともこういったプログラミング教育に関しても、子どもたちに応じて、こういったデジタルデバインドといいますか情報格差というものは引き起こさないためにも、やはり速やかなと申しますか周知なやはり準備が必要かというようなことで、再度提案をさせていただいたわけです。

このことから、当町におけるプログラミング教育に関する他機関、例えば大学との連携であったりとか、あるいは外部講師を招いてとか、そういったようなこともお考えなのか、そういったことの連携の必要性の有無について、まずどうお考えになるのか。あるいはいろいろな課題もあるかとは承知しておりますけれども、当面の今の準備状況について伺いたいと思います。

関連して、冒頭申し上げました次世代の通信規格、いわゆる「5G」と言われる教室の通信環境の整備、非常に大事かと思われます。4Gに比べて格段の速さを持っているというようなこともあります。ですから、これからの子ども、デジタルに通じた世代、子どもたちに必須の環境整備と思われますので、その辺の考えについて、まず伺います。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） おはようございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

1つは、プログラミング教育、それから、1つは、5Gということでありました。

まず、プログラミング教育ということですが、これにつきましてはコンピュータープログラムを意図どおりに動かすようになれるという体験を通じて、論理的な思考を育むとともに、ITに強い人材を育成させるということを目指した教育だと、こういうふうに理解しております。

小布施町におけるプログラミング教育に関しましては、議員ご指摘のとおり、小学校は来年度から、中学校は再来年度からということになっています。

小学校では、来年度からの必修化に向けて取り組みを始めております。まず、先生の研修ということなんですけれども、文科省から「プログラミング教育の手引」というのが第一版、第二版と出ております。そこには、その意図とか実際の具体例みたいなものが出ております。

そのものの勉強会をやったり、あるいは実際にもう既にパソコン、あるいはタブレット入っておりますので、ソフトウェアを動かしてみたりしながらプログラミング的思考について理解を深めております。これからも担当の先生を中心に研修会などに参加して、職員全体に広げていきたいと思っております。今年度、令和1年度にプログラミング実験器というものを、タブレットを購入いたしました。1台なんですけれども、これは理科のところで使う電気の流れを制御するプログラムということであります。まだ使っておりませんが、6年生の理科の授業から実践を行うことにしております。それから、今年度中に来年度の年間指導計画のどこの科目の、どこの授業に、そのプログラミング的思考を生かした教育ができるかということを検討して、来年度以降のカリキュラムに、どこに組み込もうということをしていくことにしています。

それから、再来年度から必修化になる中学校では、技術、あるいは理科で既にプログラムに沿って自分で走るといふか自走するロボット教材を活用して学習をしております。

学校ではないんですが、平成28年度から飯綱町と連携して、2つの町の小・中学生を対象としたプロフェッショナル人材を活用した仕事の学びや創設事業を行っています。この事業は、プログラミングの専門家を講師に招いて、子どもたちが工作などを体験しながら問題を発見する力や一緒に仕事をする力などを身につけることを目的に行っています。3年間で小布施町からは30人の子どもたちが参加しております。本年度も開催する予定でおります。

ご質問のプログラミング教育に関する他機関との連携につきましては、まだ具体的に話は進んでおりませんが、重要だと考えております。小布施町と交流のある企業や大学などの協力を得て、教育環境と体制の充実を図っていきたいと思っております。

それから、この議会に補正予算として計上させていただきましたけれども、そのプログラミング教育や授業でも使えるようなiPadのタブレットについても、これについてもかなり拡大をしていかなければならないと、こう思っております。

それから、次世代の通信規格の5Gなんですけれども、これまでのモバイル通信システムに比べて20倍の高速大容量、あるいは100倍以上の機器を接続できる同時多数接続が特徴で、あらゆるものがインターネットにつながるIoTに必要な通信技術として期待されています。この5Gは来年度にサービス開始が予定されておりますので、今後、学校の設備の導入や、あるいは更新に当たって、これが利用できるのかなということも視野に入れて今後検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 寺島議員。

○1番（寺島弘樹君） 答弁ありがとうございました。

既にご承知かと思うんですけれども、先ほど概算要求のお話をちょっと申し上げたんですけれども、来年度の概算要求書の中では、国公立が小・中・高ですか、そこの高速無線通信、この辺の環境を整備する場合、工事費の2分の1等を補助をしていくというようなことが盛り込まれているかと思います。6月には、新時代の学びを支える先端技術活用推進方策、こんなようなものが公表されておりますよね。その中では、やはりそれぞれ端末を持ち、BYODというんですかね、自分で端末を持ってくると、セキュリティーとかその辺の問題もあろうかと思うんですが、そういったものを許容というか認めていたりとか、あるいは5Gをこれから活用していくとかいうようなことを盛り込んだロードマップ的なものをちょっと公表しております。

これは参考までにちょっと申し上げるんですが、こういったプログラミングの教育については、特に小学校なんですけれども、岡山県の赤磐市でプログラミング教育をやっているというようなことが、ネットでちょっと私たまたまヒットしたんですけれども、そこでは何と地元の信州大学教育学部と遠隔教育によって、こういったプログラミングの教育を実践しているというようなことであります。ぜひその辺も参考にしながら、また、ぜひ検討を深めていただければと思います。

ということで、次の質問に移らせていただきます。

次、2番目として、職員からの主体的な政策提言の実施及び自治体シンクタンクとしての小布施町政策研究センター（仮称）の常設についてということでお伺いします。

行政事務の効率化、あるいは町民サービスの向上のための事務改善、歳入、収入の増加というんでしょうか、歳入の増加、あるいは経費節減、そういったものなどを目的とした職員提案制度が過去から実施されてきたことは、もう承知をしております。過去の一般質問の質疑状況についても承知をしているつもりでございます。

今回、私のほうからは今までとちょっと違った観点から、ちょっと提案をさせていただきますが、職員による政策提言ということでもあります。

昨今よく言われる「変化する時代」、今、教育長のほうからも「I o T」というようなお言葉をいただきましたけれども、A I だとかI o Tだとか、あるいは人生100年時代とか、いろいろ言われていますけれども、単なる現状維持であれば、それはよく「後退」と言われてしまい、そのようなこともよくちまたには言われているかと思います。また、一般企業等

においては、固定化した人事組織、そういったところでは、ちょっとこれは苦笑いされるかもしれませんがけれども、いわゆる忖度、そういったものが生じて、いわゆる波風を立てないとか前例的な価値観、そういったものがやはりまさってくる。そういったものがやはり猶予してしまうのではないかと、いわゆる失敗しない文化といいますか、失敗しない風土、そういったものがどうしても醸し出されてしまうというようなことかと思えます。

よく原点主義みたいなことも、ちょっとよく言われますけれども、あえてここでは、働いていらっしゃる行政部門でも、ちょっとあえて私のほうから2点ほど申し上げたいと思います。

まず、1つとすれば、まず小布施町民から何を望まれているかと、そういったことをやはり常に意識をして、町民、あるいは地域からの要請に的確に答えていくことが、まず1つ大事なんだろうと、これは言わずもがなのことだと思います。

それから、2番目とすれば、社会の環境変化に敏感に対応していくと、前例踏襲に陥ることなくして、いわゆる改善・改革に取り組んでいくと、その一環が、先ほど冒頭申し上げた制度改革、提案制度ですかね、ということで小布施町も制度化していらっしゃるかと思います。

こういった職場の縦の意思決定とは違って、おのおのそれぞれ職員の異なる視点、いろいろお持ちかと思えますけれども、異なる視点から平場でフラットな討議、意見交換をする中で、政策提言を行ったらいかがと、職員による政策提言であります。

具体的には、いわゆるプレゼン形式、そういった報告会というような場において発表するというような形でとったらいかがでしょうか。イメージとすれば、国際交流であったり、あるいは先般、福島あたりの演劇もありましたけれども、野外ホールでやっていたと思えますけれども、町民の方にそういったプレゼン形式で聞いていただく、職員による政策提言を聞いていただくという機会の場の設定です。

そこで、町長はそういった発表、あるいは評価する場をつくっていただいて、これは第三者である政策提言のアドバイザー、これも仮称ですけれども、そういった方とともに、評価者として、その場で評価をしていただくと。緊張感のあるやりとりかと思えますけれども、評価をしていただくと。

高い評価、評価項目それぞれ、それは事前に準備しておかなければいけないと思えますけれども、高い評価の提言については予算化、そういったものをしていただく、ゼロ予算でも構わないですし、これは複数年度の予算化であっても、それはもう可能であれば進めていた

だければと思いますけれども、そういった予算化等を行い、次年度の施策に反映をしていただくということで、職員がいろいろ政策提言をする中で培ったノウハウであったり、外部から聞いた意見であったり、それを自分なりに町長、あるいは第三者の方に発表していくということによって、それが評価されることによって、非常にまたモチベーションが上がっていく。

数カ月の政策提言にかかわるグループ研究成果の評価の反映、その好循環化というような形で、皆さん方には通告を申し上げたと思うんですが、いわゆるP D C Aがうまく回っているのかなというように考えております。

また、あわせてこういった政策提言を含む町長直轄のいわゆるシンクタンク、自治体のシンクタンクとして、近くでは中野市さんであったり、あるいは今年度から上田市さんでもそういったシンクタンクを設けているようですけれども、そういった常設の職員による機関として設置をして、例えばこれからもろもろ総合計画、あるいは諸々の計画もあろうかと思えます。そういったものを含んで、シンクタンク的なそういう政策提言も含めた機能を担った機関として附置すること、この辺についてはいかがかということをお尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、ありがとうございます。早朝からお運びをいただきました。

ただいまの寺島議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。

今のご質問の趣旨は、3つほどあると思いますが、まず、前段の大きなスピードで変化している時代にあって、行政もまた、時代に適応したというよりも、恐らくとしては一歩進んだ体制で町民の皆さんへの福祉向上に向かって取り組んで実践をしていかなければいけないという認識は、寺島議員と全く同じであります。

そこで、①番になりますけれども、町民の皆さんのご要望ということでございますけれども、町民の皆さんが何を望みになっていらっしゃるかを常に把握して、要請に的確に応える。それについては、これはご案内のとおりですけれども、毎年9つのコミュニティ、本当は27自治会全て行いたいわけでありましてけれども、町政懇談会ということを開かせていただいております。そこで、町全体の課題であるとか、その地域特有の課題などをお聞きしているわけでありまして。そうした中でできる限りのご要請に対してお応えをしていくということ

にしております。ことしは特に若い皆さんへのご出席もお願いをしたいというふうに思っております。

さらに、小布施町は大変ありがたいことに各自治会がしっかり機能しておいでくださっております。その中で各自治会から自治会要望として要望活動を頻繁に行っていただいております。これに対してもできる限りお応えすべく、各自治会への公平性も勘案しながら政策予算に反映させていただいておりますし、私自身も大変ありがたいことに、各自治会で行われる行事にお招きをいただくことが多く、そこでさまざまな課題や問題のご相談、ご意見をいただき、こちらでもできる限りお答えするようにさせていただいております。

職員の皆さんも、また同様に町民の皆さんから直接ご意見を伺い、あるいはそうしたことを政策に反映させるべく努力して下さっているというふうに思っております。

2つ目でありますけれども、社会、経済等の環境変化に敏感に対応し、前例踏襲に陥ることなく、改善・改革に取り組む、これも全く私自身も同感でありますし、具体的なご提言をいただきましたが、それは後ほどお答え申し上げるとして、現在、庁舎内で行っていることを、まず申し上げたいと思います。

今、喫緊な課題として7つほどのプロジェクトを進めておりますが、その中で例えばご提案にもありました、業務改善、働き方改革などは職員の皆さんが中心になり、議員ご指摘いただいているICT、AI、IoTなども含めながら、ますます増え続ける業務を、いかに効率化して町民サービスに時間と労力を振り向けるという視点でさまざまな提言をいただいておりますし、一部実施も始めております。また、健康福祉課と教育委員会、この連携を強めて、教育と福祉のある部分を一体的に考え、進めていくということであるとか、産業振興課と企画政策課の連携も強めて、事業、企画、これは町自身の政策もありますし、町民の皆さんや外部の人と一緒にやるということもありますけれども、というようなことを町内外の人々、それから、企業との結びつきを強めていくなどの実践も始めておるところであります。

その中で感ずることは、町職員の皆さんは、その機動力、対応力はすばらしいものがあります。それから、インプットの力もすごいと思いますけれども、余りに日々の仕事に忙殺され、なかなかいろいろな考えを熟成させてアウトプットさせる。つまり全体でまとめて、意見統一をして提言するというようなファシリテートする力であるとか、それをプレゼンテーションするところまでには、まだまだ余裕がないというところだと思います。現実があります。これは当然私の責任でもあります。ですので、このことも業務改善を急がなければという理由の大きな1つであります。

そうした中ではありますけれども、7年前から時代に対応できる政策立案、提言のできる人材育成ということを図るために、早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会に職員の皆さんを毎年3名ずつ派遣しております。ことしで20人を超えているわけでありまして。今後、行政の本当に中核になっていただけるように今、大きな期待を寄せているところであります。

そして、今ちょうど議員からもご指摘がありましたけれども、よい機会、チャンスが来ておると思っております。それはこれから7カ月の間に策定をしていただく総合戦略、総合計画の策定であります。特に専門部会、5つほど考えておりますけれども、専門部会、あるいは町民の皆さん、大勢おいでをいただいて行う町民ワークショップなどを通じて町民の皆さん、専門家の皆さん、町職員の皆さんが、5年後、10年後の小布施を十分に意識しながら戦略を練っていく、このプロセスにおいて、大きなファシリテートする力、あるいはプレゼンテーションする力、つまりアウトプットの力を蓄え、政策立案の力を大いに上げていただけるというふうに、これも期待をしておるところであります。

それから、具体的なお質問であります。職員の皆さんにこういう方法でという1から5まで、職場の意識風土を醸成するから5のPDCAのサイクルをいかに回すかということですが、これは庁舎内ではご指摘のとおり行ってはおりません。新しい、よいご提案としてしっかり受けとめさせていただきたいと思っております。これまで町内外の若い皆さんによる、例えば小布施若者会議や町民の皆さんによる小布施会議等々では、議員がご指摘していただいたようなプロセスを経て、さまざまなすばらしいご提言をいただき、政策化、あるいは予算化もしてきております。

今後、さきに申し上げた早稲田人材マネジメント研修の皆さんや、これから行われる総合戦略、総合計画、こういうものもプロセスを経て、来年度からぜひ議員ご提案の会議を庁舎内でも持ちたいなというふうに思っております。

それから、3つ目の直轄の自治体シンクタンクの件でありますけれども、今、申し上げたように、政策立案力やプレゼンテーション力が上がった上では庁舎内でも考えられると思っておりますけれども、ちょっとその前に大変幸いなことに、この町としては幸いなことに、小布施町は本当に各種というか多くの大学や大きな企業、あるいは若い起業家集団等々から、いささか注目をいただいております。町の全体構想や個別のプロジェクトのためにビジネスとしてではなく、積極的にかかわっていただいている状況があります。いわば議員おっしゃるシンクタンクが幾つもあると申し上げても過言ではないとも言えます。大切なことは、こうした関

係性ですね、職員個人の皆さんお一人お一人がそういう人的、あるいは組織、一つの組織として課ごとでもいいですし、全体でもいいですけども、そうした今ある非常にありがたい人的、組織的なネットワークに積極的に関与していく、これからももっとそれを強化していくということは、非常にこれからの小布施町にとっては重要なことだというふうに考えております。

寺島議員におかれましては、その方面でも専門家でいらっしゃると思いますので、ぜひともその流れの中にもお力をおかしをいただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 寺島議員。

○1番（寺島弘樹君） 再質問よろしいですか。

○議長（関 悦子君） はい。

○1番（寺島弘樹君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

今、町長のほうからおっしゃられていましたけれども、小布施若者会議、あるいはマネジメント研修ですかね、実は私も人材マネジメント研修、あの早稲田大学の名誉教授の北川教授ですかね、名誉教授は非常によく存じ上げているわけですけども、ぜひそういった今までの派遣をされて、履修をされた職員の活用も含めてではありますけれども、そういったプロセスを経て、今、町長のほうからも言われましたけれども、関係性だとか、そういったことを強化していくことが非常に大切というようなことについては私もおっしゃるとおりかと思っています。

ちょっと細かな部分についてちょっと質問させていただければと思うんですが、今、職員が非常に機動力だとか、あるいは対応力、非常にすぐれていらっしゃるという職員の評価ではありましたけれども、やはり多忙だというようなこともありました。ご指摘をいただいたんですけども、やはり通常のルーチンに加えてストレッチというか、背伸びとよく言いますけれども、そういったストレッチの部分、それが自分なりに目標設定をして、それから挑戦をして、うまくいった、結果として、うまくいかなかったというようなこともあろうかと思うんですが、そういった評価というのは非常に大切なのかなと思っています。

加えて、小布施町については、先ほど町長のほうからおっしゃられました慶應大学だとか東大の選択権とかというようなことで、非常に外部的な形からの要するにインプットと申しますか、政策提言もあるというようなことは私もじかに承知をしているところです。

なおかつ、これはあえてまた、ちょっと質問させていただくんですが、職員がこういった

例えば慶應義塾大学ですかね、SFC研究所、そこでは事業創造プログラムに一定期間従事しているわけですが、そこに例えば職員が業務として一緒に政策提言するとか、事業提案をするというようなことも非常に小布施町については先駆的な取り組みがあるんで、そういったところに職員が飛び込む、あるいは一緒に研究をしていくというようなことについては、研究されたらいかがでしょうかということをごちょっと再質問させていただきます。

○議長（関悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えを申し上げます。

今、ご質問いただいたことも全くそのとおりだと思います。

私は、関係性を大事にしてほしいというふうに申し上げたのは、やはり職員の皆さん、忙しいということもあって、なかなかそういうところに入っていけないという現状がありますね。ただ、それがゆえにできないということにはならないと思いますし、今おっしゃっていただいたストレッチであるとか、そういう意味からも積極的に入っていただく。先ほどおっしゃっていただいた、私はこれはご提言を来年は実行しようと思っておりますけれども、意見発表をして、それを政策として取り上げるというようなことが今、行おうとしている人事評価であるとか職員のモチベーションにもつながっていくだろうというふうに考えます。北川先生のところとも大変お親しくいらっしゃるわけですから、議員もぜひその中に加わっていただいて、ご一緒にこういうことだよねというようなことを議論していただけたら大変うれしく思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関悦子君） 以上で、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 小林正子君

○議長（関悦子君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） おはようございます。

通告に基づいて2点質問します。

1点目、来年2020年は戦後75年に当たります。社会教育・小学生、中学生への学校教育において、平和教育を進める考えについて質問します。

今、町議会に参集されている方たちは、終戦直前に生まれた方はおられますが、実際の戦

争を体験されている方は一人もいらっしゃらないと思います。私も戦後の生まれです。私たちが小学生のころは戦争の傷跡がまだまだあり、栄養失調の子が多く、アメリカの脱脂粉乳が毎日の給食についていました。夏休みに入る前日には、脱脂粉乳のミルク缶を1本ずついただいて帰って、休みの間中、毎日1杯ずつ飲まされた記憶だけは今もはっきりと覚えています。

小布施九条の会の皆さんは、14年前の結成以来、戦争体験を聞く会を開催してこれ、これまでに20名の方の体験をお聞きすることができたのであります。私も賛同者の一人として携わってまいりましたが、地道な活動を感謝したいと思っております。

お話をしてくださる体験の内容は、それぞれに違いますが、最後には皆さん、戦争だけは絶対にしてはいけない。人間が人間でなくなってしまう。非日常が当たり前になってしまう。絶対に二度と戦争を繰り返してはいけないとお話をされています。

今、戦争体験をお話ししていただける方は最後の機会に差しかかっていると思います。戦後も75年、戦争の悲惨なことが忘れられ、そればかりか日本が戦争を起こしたことも忘れて、かつて隣国やアジアの人々を傷つけ、悲惨な目に遭わせた隣国の皆さんを嫌い、さげすむ風潮が今、日本の中に根強くあることが不思議で、また、恥ずかしく、さらに残念でなりません。

来年2020年は、またオリンピックの年です。オリンピックはアスリートが4年に一度、競い合う最高のスポーツの祭典であると同時に、いや、それ以上に創始者クーベルタンが目指したのは平和の祭典であります。来年の東京オリンピックを日本の伝統を誇り、おもてなしをする経済効果だけのオリンピックにしては片手落ちではないでしょうか。私たち国民の一人一人がしっかりと戦後75年の2020年にあることを思い起こして、日本は平和国家として今あるのだということ。戦争の反省に立って日本国憲法9条によって戦争をしない国として今あることこそ、誇り高く世界に示すべきだと私は考えます。

戦後75年、そして、平和の祭典オリンピックの年に関係して、何点か質問いたします。

まず、1点目として、日本中では少なくない学校が修学旅行で沖縄や広島、長崎を訪れて平和学習を行っています。長崎市も広島市も修学旅行を歓迎しており、公式ホームページに事前学習の資料コーナーも設けて力を入れています。もちろんそこには年間30万人、それ以上の修学旅行生を迎える経済効果もあるからでしょうが、原爆の悲惨さを感受性の高い時期にこそ学んでほしいという被爆地の市民の思いがあるからだと思います。

私たち小布施町議会は3年前、秋田県東成瀬村を視察訪問しました。当時は、東成瀬小学

校、児童数98名、東成瀬中学校、生徒数75名でした。東成瀬村の中学生は3年生になると、3泊4日で沖縄への修学旅行を実施し、そこで平和教育を行っているとのことでした。村が何と半額を補助しての沖縄修学旅行の実現です。

小布施町としても、戦後75年の節目の年に当たって、ふさわしい平和教育の実施をぜひ配慮いただきたいものであります。学校教育の主体は児童・生徒であり、先生方であり、また、保護者の皆さんであります。皆さんに対して町として援助を惜しまないから、知恵を絞って平和教育の創造、実施をと働きかけていただきたいのであります。

広島や長崎、沖縄への修学旅行の実施は、既に全国で実践されていることであり、最も取り組みやすいことでありますが、それに限ったことではありません。ふだんからの平和教育も大切です。小布施町の学校では、どのような平和教育の取り組みがなされているか、教えていただきたいと思います。答弁をお願いします。

その上で、来年75年の実施は無理でも、将来的には広島、長崎、沖縄への修学旅行を町が助成して実施を検討する考えはないかご答弁ください。

さらに、75年目の来年に何らかの節目の平和教育の取り組みの実践の考えについてご答弁もお願いします。

もう一つの平和教育として、生徒全員は無理でも、例えば広島や長崎の原爆記念日や沖縄慰霊の日の6月23日に、それぞれ記念式典が行われておりますが、ここへ児童・生徒の代表を派遣することも広く行われております。長野県内でも諏訪市では、平和教育事業として8月6日の広島平和記念式典に市内の中学生を毎年派遣しています。平和記念式典への小学生、中学生への派遣も感受性の高い時期にこそ学んでほしいという被爆地市民の皆さんの願いに応えることのできる一つの方向と考えます。平和教育事業の一環として、児童・生徒の代表を平和記念式典に派遣する考えについてどうでしょうか、ご答弁ください。

3番目として、社会教育として町民の皆さんが戦後75年を機会に平和の大切さを再認識できる取り組みを進める考えについてご答弁ください。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、小林議員の質問にお答えをいたします。

1つ目のご質問の子どもたちへの平和教育につきましては、学年ごとに児童・生徒の発達段階に応じて学習を進めております。小学校では教科の学習の中で、主に国語、社会、道徳で取り扱っております。3年生と4年生は国語で「ちいちゃんのかげおくり」「一つの花」

という、戦争児童文学を通して戦争の悲惨さ、平和の大切さを学習しています。また、6年生は社会、歴史の中で平和について学んでいます。さらに、道徳教材の命にかかわる部分でも学んでいます。中学校では、3年生の歴史分野の戦争を扱う場面で時間を割いて平和の大切さについて学習をしています。また、人権同和教育を通して、人権環境を高める学習をしているところであります。小学校、中学校とも、今日の日本が平和であることに感謝し、平和教育の一層の充実に努めたいと思います。

2つ目の広島、長崎の記念式典への生徒の派遣につきましては、近隣では中野市が中学生被爆地派遣事業として実施しておられるようですが、小布施町ではご質問のとおり実施はしておりません。生徒が被爆地を訪問し、記念式典に参加したり戦争体験者から話を聞くことなどは大変意義深いことと思いますので、中野市の取り組み状況などをお聞きしたり、また、関係の皆さんのご意見をお聞きするなどして研究をしてまいりたいと思います。また、小・中学校におきましては、先ほど申し上げましたが、教科の中でしっかりと学べるよう取り組むことはもちろん、広島や長崎の原爆のことや戦争、平和に関する書籍など、児童・生徒に情報を提供してまいりたいと考えています。

3つ目のご質問につきましては、議員のおっしゃるとおり来年は戦後75年を迎えます。戦争体験者も少なくなってきたり、また、そうした場合を改めて考える機会も少なくなってきました。平和を守る、戦争はしないという強い意思を持つということは、大変重要なことだと考えます。来年度は生涯学習の講座や人権学習会などでも、さまざまな機会を捉えて平和の大切さを考え、再認識してもらえそうな場面をつくっていきたくと考えています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） まず、1点目の子どもたちへの平和教育の実施という点で、日本全国でもたくさんところで広島や長崎に修学旅行に行く、また、沖縄にも修学旅行に行く、東成瀬中学校は沖縄に3泊4日で修学旅行に行くというようなことが行われていますけれども、小布施町ではそのような先ほどいろいろと説明をいただきましたけれども、そういう平和教育も大事であります。また、小学6年生ですか、憲法を学ぶ時間のときに平和教育も同時に学ぶということも大事だとは思いますが、そのように広島や長崎、また、沖縄へ修学旅行に行って現地の方たちのお話を直接にお伺いしたり平和祈念館に行って、そのときの様子をつぶさに見てくるというのは、感受性の高いこの時期だからこそ、ぜひ実現していただきたいというふうに思っておりますので、そのような考え方でこれから計画をしていくとか、

そういう考えはあるのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

それと、2番目の広島、長崎記念式典に参加するという点、中野市もやっていたらという事で、これは中学生全員というわけじゃないんですけれども、諏訪のほうもそうですけれども、大体8人から10人くらいの子どもたちが代表で派遣されて行っていますけれども、中野市もそうだと思います。そういう点で全員ではなくても、やはり小学生は広島に行くとか、中学生は長崎に行くというようなことも、私は生きた平和事業ではないかというふうに考えますので、その点でも研究をして、これから取り組みを研究していくというようなことをおっしゃいましたけれども、研究だけじゃなくて実際に実践して行ってほしいと思うので、そちらの考え方についてお願いいたします。

それと、3番目の町民の皆さんに対して来年、終戦75年、本当に戦争が終わって75年間、戦争ということがなかったということは大変うれしいことでもありますし、この「終戦」という言葉がずっと続くことを私たちは願っています。そのためにも、ぜひ特別に生涯学習の講座とか人権学習のところで、そういう再認識できるような場面を設けていくというだけではなくて、特別に何か記念の映画会をやるとか、それから、皆さんで講演会をやるとか、そういうようなものを考えはあるかどうか、そういう点での再質問をお願いします。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 最初の修学旅行ということは全員が行くということによろしいんですかね、はい。となりますと、やはり学校年間行事計画等ございますので、そこら辺、また学校等とも詰めなければなりませんし、確かに現地に行ってみたり、そういう体験者のお話を聞くことは大変大事なことだと思いますので、そこら辺は学校の先生たちと協議をしてみたいと思います。

また、中野市の関係につきましては、今、中学校が4つございまして、毎年交代で4人ずつ生徒を派遣しているとお聞きしております。小布施町がそれができるかどうか、それにつきまして、また、実践できる方向で検討していきたいと考えます。

また、75周年の記念の時ということで生涯学習、あるいは人権教育学習につきましても、これから次年度に向けて計画を立てますので、そこら辺も視野に入れながら次年度計画を立ててまいりたいと思います。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 考えだけではなく、ぜひ実践に移る方向での考えをぜひお願いしたいと思います。答弁再度お願いします。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 考えてまいりたいと思います。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2点目の小布施町の第1期障がい児福祉計画の成果目標に対する進捗状況について質問します。

児童発達支援センターを2020年度中に設置する計画になっています。このことは皆さん、ご承知のとおりであります。2020年とは来年のことです。町の計画では、須高地域での体制の整備となっておりますが、保護者の皆さんは身近に気軽に相談できる場所が欲しいとの強い要望があります。このことは、昨年3月議会でも、説明しましたし、ぜひ町内に支援センターの設置をと要望しましたが、須高広域にゆだね、委託する計画になりました。須高の発達支援センター設置は、来年度の開設に向けてどのように進んでいますか。発達支援センターは須高地域のどこに、どの場所に、どのようなスタッフの体制で開設されるのでしょうか。また、送迎などの体制はどうか。相談に対応する開設時間はどうかなど、1年後に控えているのですから、具体的に答弁をお願いいたします。

2番目として、児童発達支援及び放課後デイサービス事業所の確保についても、須高地域での体制整備をすることになっていますが、この点も2020年度末までの整備期限となっております。このことについても、保護者の皆さんは小布施町内で行ってほしいと要望が強くあるのはご承知のとおりであります。小布施に障害児の利用できる放課後デイサービスの確保という願いも無理ならば、須高の広域でやらざるを得ないのであれば、そこで保護者の皆さんの声に応える工夫を考えて実施していただきたい。例えば、小布施に発達支援センターの支所を設ける。常設でなくても保護者の皆さんの要望があるときに小布施に開設し、須高のセンターから、須坂のセンターから出張して支援してもらい、あるいは特別支援学校から須高の放課後デイサービスまでの送迎を須高の支援センターの役割としてやる、そうでなければ小布施町がやる、小布施町が手配するなどが考えられます。

いずれも小布施に支援センターや放課後デイサービスが開設されれば、保護者の皆さんでできることですが、須高となると三角の移動が必要になり、それは皆さん、想像以上に大変なことになります。ある保護者の方は、この夏休み中、1日に移動するキロ数が30キロから50キロという本当に長い距離を移動しなければならないという、それだけでも1日の中で大変な時間を費やしているということをお聞きしております。そういう点でも、ぜひ考えを聞かせてほしいと思います。

市村町長におかれましては、障がい児の保護者の皆さんのグループとの懇談に何回も応じていただいております。保護者の皆さんの願い、声、大変なご苦勞、この子を育てるといってお気持ちは十分ご承知と推察しております。本来は小布施町に設置しなければならない発達支援センターを須高の設置にゆだねたのでありますから、小布施町としてしなければならない児童と保護者への支援体制が考えられなければならないのではないかと思います。須坂に共同で設置したのだから、それでいいでは済まされないと。小布施町としてどのような支援が必要になるとお考えか、お考えをお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、小林正子議員の第1期障がい児福祉計画の成果目標に対する進捗状況ということについてお答えいたします。

まず、1つ目の児童発達支援センターの設置についてのご質問ですが、第1期障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法に基づき、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に対する事項を定めたもので、障がい福祉計画と一体的に平成30年3月に策定したものです。計画期間は平成30年度から令和2年度までの3年間となっております。児童発達支援に関する事業につきましては、平成24年度の制度改正により児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型が提示されまして、事業に取り組むこととされております。

第1期障がい児福祉計画には、成果目標として障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築という項目の中で、国の方針を受けて児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所設置することとしており、須高圏域でそのあり方について検討して、令和2年度末までに須高地域で整備するという目標を立てております。児童発達支援センターは、施設を有する専門機能を生かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設であります。

センターの整備につきましては、子どもの発達支援やその家族を支援する役割として、実際に先ほど議員さんもおっしゃられたように、強く設置を望む声も町に寄せられております。センターの設置基準を満たすには、どのくらいの財政負担が必要になるのかなども課題となっております。また、この周辺市町村においても具体的には、まだちょっと混沌としている状況です。県においても圏域、多分1市町村では無理ではないかという見解に立ち、6カ所程度のセンターを基幹として、そこに各市町村が一緒に共同でやるみたいな、そういった案も示されてはいるんですが、ここで須高3市町村で設置している須高地域自立支援協議会

がありますので、この須高においては最近も3市町村で少しお話しをしていますが、どうやって進めていこうかということ、これから取り組んでまいるとい形になっております。

また、皆さんのご意見をお聞きしながら、先ほど議員さんもおっしゃられたように、基幹があり、そこから派遣してもらって小布施にそれなりの専門の人に何日か来ていただくとか、そういう方法もありかなとは思っておりますので、そういったことをお聞きしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、2番目のご質問の児童発達支援または放課後デイサービス事業の確保についてですが、これにつきましても、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保について、国の方針でやはり令和2年度までに各市町村で、または圏域に1カ所確保するというようになっておまして、この件につきましても、先ほどの児童発達支援センターの整備と同様に進めてまいりたいと思っております。現在、未就学の障がいのある児童に対する支援を行う児童発達支援や就学中の障がいのある児童に対しての放課後や長期休みに支援を行う放課後等デイサービスについては、NPO法人や社会福祉法人などの民間事業者により運営されております。

町内にはご存じのように事業所がないため、近隣の須坂市や長野市、中野市の事業所を利用しているのが現状です。実際に、町外の放課後デイサービスを利用されているご家族からは、特に送迎に苦勞されており、学校の長期休みのときにはもう大変だということなども、また、仕事をされながら支援が必要な子どもの子育てに対して、もっと町として人的な確保と環境を整えてほしいという声も直接いただいております。サービス事業所の開設自体が、民間事業者にゆだねられていることもありまして、今後、町としても開設を予定している事業者や意欲のある事業者に町内に設置してもらえよう働きかけを行うとともに、空き家や空き施設の紹介など、必要な支援を行ってまいります。

さらに、引き続き、関係機関の連携を一層強くし、既にあるサービスが有益に利用されているかどうか、再度検証するとともに、相談体制、サービスの充実に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいま答弁をお聞きしますと、何にも行われていない、何の進展もないというような答弁ですけれども、来年の3月31日までには整えるということに計画はなっております。そういう点で、本来ならば今の時点ではかなり進んでいるのが当たり前だ

と思うんですけれども、何も進んでいないところで大変やきもきしている状態です。それで、障がい児発達支援センターとか放課後デイサービス・センターというのは、須高圏域でやるというようなことが最初からもう小布施町ではできないというような考えで、計画を立てる時点からそのような考えでやっているから、当然人任せという考えが強いんじゃないかというふうに思います。小布施町の子どもたちを何で人任せにするんですか。小布施町の子どもたちは小布施町が当然責任を持って育てるのが当然じゃないですか。それを、どうして人任せにして平気で、まだ何もできていませんというような答弁が出るんですか。私はその辺のところが大変頭に来ています。

それで、保護者の方たちは発達支援センターをつくっていただくなら、ぜひ私たちの声も聞いて、その支援センターの設置に当たっての希望をぜひ出させてほしい。また、その計画をするときの計画というのか建設をするときのあり方検討会とか、そういうものをつくっていただき、そこに私たちも参加させてほしいというのが、保護者の方々の声であります。それは自分たちの子どもたちがお世話になる場所なので、自分たちが本当にできる限りの援助がしたい。それと、自分たちの意見もきちんとそこに反映していただきたいという強い要望があって、また、発達支援センター、デイサービス・センターをぜひつくっていただきたいという、これは強い要望からそういう気持ちがあられています。

私も図書館をつくったときに、本当に一番最初は、図書館をつくる会がつくられ、その後で図書館のあり方検討会、それと、図書館建設委員会という3段階を踏みながら図書館ができました。そのできるまでの間、10年がかかりましたけれども、それでも今、皆さんから愛される図書館ができました。それに携わってきた者としても、今回のこの児童発達支援センター、それと、デイサービス・センター、これは一緒につくられてもいいと思うんですよね。それで独立したものじゃなくてもいい、最初からそれはお話ししています。エンゼルランドセンターに併設するとか、それから、幼稚園、保育園に併設するとか学校に併設するとか、そういう中でできることではないかというような、そういうふうにやれば小布施町でもできるんじゃないかというのが保護者の皆さんのご意見です。それで、いろいろと考えたあげくに、小布施町ではこういう施設があいているんじゃないの、この施設を何とか利用できないのかというような、そういうのもあり方検討会のようなものができれば、そこで意見を述べるができるねというふうに皆さん、相談をしています。

そういう点では町のそういう余りにもあやふやな答弁で、大変怒りに思っておりますけれども、もっと保護者の方たちの意見を、何度も林課長はずっと1カ月に一遍ずつ、ゆうゆう

サークルが行われているところに参加をしていただき、いろいろとお話を、皆さんからの話もお伺いしていただいているので、皆さんのお気持ちは十分わかっていらっしゃると思いますので、そういう点での皆さんが本当にお困りになっていること、そういうことに十分心を寄せていただいて、小布施町の子供たちは、みんな小布施町が育てるんだ、責任を持って育てるんだという気概を持って頑張っていたいただきたいと思いますので、再度答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 小林正子議員の強い激励といますか、強いお気持ちは本当によく私も重く受けとめたいと思っております。

日ごろのお母さん方のすごくいろいろなご苦勞、ご心勞も十分理解しているつもりです。ただ、具体的に、では、どうしたらいいかということにつきまして、先ほど今、あり方検討会みたいなもので直接皆さん、お声をそこで反映させたいということも今、十分それはとてもいい考えだなと思っておりますので、ぜひちょっと3市町村においても、その話を出して、具体的にそういったことに取り組めるようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関 悦子君） 続いて、10番、小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 千曲川の桜堤のさらなる充実のために提案をさせていただきます。

毎年春になりますと、千曲川堤防の桜が残雪の北信五岳を望み、見事に咲きます。あわせて、河川敷内のリバーサイドパークでは、黄色い菜の花、真っ赤な花桃も咲き、北信濃の春を見事に演出してくれます。近年は近隣の皆さんに加え、観光ツアーバスのお客さんも多くなり、また、高速道のサービスエリアの堤防際の隣地の出入り口を使い、車を高速道に置いたまま、歩いて堤防に出て、桜並木を散策されている方も大勢おられます。まさに、長野県下の桜の名所の1つであります。

ご承知のように、平成7年11月30日に上越自動車道が千曲川の右岸堤防沿いに開通しました。高速道路と千曲川右岸堤防のはざま地を埋め立ててできたのが、この桜堤であります。

ご承知のとおり、桜といえばソメイヨシノという品種が全国で約80%ですが、あえて開花時期が遅く、信州のゴールデンウィークに満開になる、一葉という品種を選んで植栽されました。一葉という品種は八重桜ですので、花弁が30枚から40枚で豪華な大きな大輪の花であります。それに雌しべの1本が葉のようになるので、品種名を「一葉」と命名されたと聞いております。そのイチヨウという桜の木を1本5,000円のオーナー制で千曲川右岸堤防のはざま地に約530本が植栽されました。今から21年前のことでありまして、当時の関係者の知恵、先見性が今となっては、我が町の大きな財産として残されました。先人に心より敬意と感謝を申し上げ、そこでお伺いいたします。

全長約4キロに530本の桜が植栽されている土地が、千曲川の右岸堤防ののり面の埋立地という特殊な場所ですが、国交省の千曲川河川事務所とのかかわり方はどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

2点目といたしまして、地元の皆さんのご尽力でリバーサイドパークで桜祭りが毎年にごやかに開催され、大好評ですが、4月29日の1日だけのイベントです。せめてお花見の期間、具体的にはゴールデンウィーク中だと思いますが、缶ジュースの出店があればなど願うところですが、もし出店の希望者があった場合はどのようになるかお伺いいたします。

3点目といたしまして、植栽されて20年を超えて桜の木も成長し、隣の木の枝と枝が交差し、間伐の時期になっていると思われまます。桜の木の特性についてはご理解されておられると思いますが、日が当たらなくなると枝は枯れていくという、そして、枯れた枝からは幹まで枯れるというか幹が腐っていくというような、そういう桜の特質がございます。そんなことを鑑みまして、将来にわたって立派な桜堤となるようにするには、間伐ということをしなくてはならないと思ひますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

4項目めといたしまして、桜の木は植物ですので、ご承知のとおり高速道路の近くの桜の木は消雪剤の塩化カリウムが飛散してしまして木の成長がよくありません。また、埋め土の土壤等の適合がうまくいかず枯れた木もあります。枯れた木の後には新しい若木が植えられ、ネームプレートが掲げられていますが、オーナー制も20年を経ている現在、ネームプレートは除去してもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、ネームプレートがあることによって、それぞれの方がその木は自分の所有物のような考えも当然出てくるとなると、間伐なりの場合、あるいは枯れた場合等々は支障が出るという、そんな可能性があると思ひますので、ネームプレートの撤去の考えはないかということをお伺いします。

5項目めといたしまして、千曲川堤防の桜堤の維持に、小布施町が対応している事業内容、

その経費についてお伺いいたします。シーズンでない現在、電灯、水道、それから、簡易トイレ5台、木製ベンチ6脚が設置されていますが、開花シーズンのときになりますと、大勢の方がお見えになりますので、そのときの対応についてどのようなお考えかをお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小淵議員の千曲川堤防の桜堤のさらなる充実についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問にありましたように、千曲川河川工事の桜堤が今では小布施町の春の名勝地にもなっており、公益財産法人日本花の会の心をつなぐ花の名所には、ヒトメセンボン、一に見るに千本ですが、一葉の桜堤として、日本の絶景Best春夏秋冬では「美桜十景」として掲載されるなど、多くのメディアに取り上げていただいております、町内外から多くの方々に訪れていただいております。

また、本年3月には千曲川を軸とした広域観光ルートの構築や地域の歴史文化の伝承などの実現を目指し、長野市、須坂市、中野市、飯山市と小布施町で検討をしてきました計画が国土交通省で進める、かわまちづくりとして千曲川北信五市町かわまちづくり計画として登録がされました。当町の桜堤は本計画の中でも春の魅力発信の重要な部分を担っているものと考えており、さらに大勢の方々がお越しいただけるよう、取り組んでいかなければならないと思っております。

まず最初に、桜堤の経過について申し上げます。

桜堤の整備につきましては、高速道路の整備に際し、千曲川堤防との間の土地を国よりお借りし、平成7年度から10年度にかけて整備をしました。桜のオーナーの募集は平成8年度から10年度にかけて行い、376人の方々に桜の木、1本5,000円で500本余の桜のオーナーになっていただきました。桜の樹種等の選定につきましては、日本花の会のご協力をいただく中で、遅咲きの八重桜一葉を選定をしております。

1点目のご質問の国土交通省千曲川河川事務所とのかかわりということですが、高速道路の整備に際し、千曲川河川事務所より公団に、はざま地を埋めるよう指摘があり、埋め立てがされ、その後、千曲川河川事務所より町で有効活用できないかとのお話をいただき、小布施橋下で平成5年度から千曲川河川環境整備事業の一環として現在の千曲川河川事務所と町で進めていました千曲川リバーサイドパーク整備の新たな事業として土地を占用、無償でお

借りをさせていただいたものです。

2点目のお花見の期間中の缶ジュース等の出店についてです。

議員ご質問の中にありましたように、毎年4月29日には地元山王島の皆さんにより、千曲川ふれあい公園花まつりが開催され、飲食などの出店もあり、多くの方々にご利用をいただいています。しかし、そのほかの日には出店はありません。このような状況を踏まえ、花見に訪れた方々への気配り、おもてなしとして、缶ジュースなどの販売もあってもいいのではとのことです。花見に来られた方々への対応としましては、固定ではなく移動販売的なものがあればと思います。懸念される事項として、常駐の管理者がいないことによる、ごみの飛散やトラブルが考えられます。これらの問題への対応を含め、前向きに検討してまいりたいと考えております。

3点目の間伐計画についてです。

桜堤の管理につきましては、当初より桜堤の整備携わっていただきました日本花の会の方にもご協力、ご指導をいただきながら、桜堤の管理を行ってきています。現地等の確認をいただく中では、現段階での間伐は必要ないとのお話をいただいております。現段階では間伐計画はありません。しかし、八重桜の木の寿命は一般的に40年から60年ほど、長ければ100年と言われており、桜堤は整備されてから20数年しか経過しておらず、桜の木はこれからも大きく見ばえがよくなっていくものと思っております。また、期待をしているところでございます。

現在の樹木の間隔は6.5メートルから10メートルで、一般的に言われている間隔10メートルに満たない箇所もあり、そのような場所では枝が多く重なり合っている状況です。今後、桜の木の成長に伴い、このような状況が一層進み、成長にも影響があるものと危惧しているところでございます。現段階では具体的な案は持ち合わせておりませんが、将来を見据え、後世に町の名勝地としての桜堤を引き継いでいけるよう、今後の管理方法について専門家も交えて検討してまいりたいと考えております。

4点目のネームプレートの関係についてです。

主なネームプレートにつきましては、平成24年度に全面更新を行っており、今後の桜の育成、管理については町に一任いただきたい旨の通知を翌年度にしております。先ほどのご質問とも関連すると思いますが、もし、間伐をする場合にプレートが必要になってきます。そのような事態にならないための一つの案として、オーナー木からオーナーエリアへの変更が考えられます。このためには桜のオーナーの方々に変更についての了承をいただく必要があります。先ほどのご質問でお答えをしましたように、今後の管理方法の検討とあわせて対応し

てまいりたいと考えております。

5点目の桜堤の管理経費や施設についてです。

千曲川河川工事の管理費用につきましては、緑の管理人の賃金を除き、例年250万円ほど、これにつきましては菜の花畑全体も含まれますが、かかっております。主なものを申し上げますと、桜堤の除草行政委託が111万円余、仮設トイレの借上料36万円余、黄金島の会への委託、管理委託10万円、その他菜種代や菜の花畑の購入費用などとなっています。

現在、桜堤に設置されている施設につきましては、水道は小布施町下流側に1カ所、トイレは常設が小布施町の上流、下流にそれぞれ1基ずつ、身障者用トイレは小布施町下流側に1基、4月から11月の間、設置しています仮設トイレが4基の計7基を設置をしております。また、木製ベンチにつきましては現在6脚設置、これにつきましては、国のほうに占用許可を出している箇所になりますが、をしております。

議員ご指摘のように、桜の開花シーズンには多くの方々が訪れます。また、来年度から千曲川北信5市町かわまちづくり計画の事業も展開されていく予定であり、現在設置されているトイレやベンチの数では少ないのではないかと考えております。設置数の見直しにつきましては、新年度予算編成に向け、検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 小渕晃議員。

○10番（小渕晃君） 5項目にわたって答弁いただきましたが、まず、第1項目の関係ですが、国交省の千曲川工事事務所とのかかわりの中で堤防の部分と、はざま地を埋めて桜の木を植えた部分、その堤防の部分は完全に国交省の千曲川工事事務所の指揮下にある場所だと思いますし、その借りているという部分は小布施町で管理をさせていただいていると、その境というものは今のところわからないというか、堤防の上の道とそのまま水平に桜堤に入っていくんですね。だから、小布施町で管理をしている後のその境界というのはどういふふうになるのか、まず1点お伺いします。

それから、ゴールデンウィーク中の物販みたいなものについてですが、これはもう来シーズンからできるような、そういうことで理解してよろしいのか、そういう形になるのか、その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。来シーズンできないものは、次のシーズンができるという、そんなことはあり得ないと思うんで、来シーズンにできる気があれば来シーズンできるし、先送りをしようと思えば来シーズンはできなくて、その先となると、そ

んなふうに私は理解しておりますので、その辺の関係についてお答えを聞かせてください。

それから、間伐の関係ですが、当面、専門家と相談しながら検討していくということで、それは基本的に全然私はいいと思うんですが、それが、いつそういう専門家と一緒に協議してやっていくのかという部分含めて、現状の認識の部分で私と課長との間の違いがあると思うんです。ご存じのように、答弁にありましたように、桜の木は堤防に沿って10メートル置きに植栽されています。それで奥行き、3本の通りがあるんだったら、一番堤防のコンクリートの部分から6メートルのところに第1列目が入っていますね。それから、その1列目から6メートル後に2列目が入っていて、その2列目から6メートル後に3列目が入っています。

私は一番心配しているのは、山王島の橋の上へ15本ぐらいと北側15本ぐらいは1本なんです。1本植わっているだけです。その桜の木を見ていただくとわかると思うんですが、幹回りが大体約1本通りの場合は160ぐらい、全部そろっています、1メートル60ぐらい。それで、寒くない2列、3列部分の場合は一番堤防寄り西側です。6メートルの間隔があります。そこに植わっているのは大体140から150ぐらい、多少木ですから差がありますが、大体そういう太さで成長しています。それから、2列目は大体110から120なんです。もうがたん、もう幹が太っていないんです。それから、3列目に入りますと、先ほど申し上げたように冬の消雪剤の関係で、特に北部のほうが距離が近いのか何のせいなのかわかりませんが、もう80センチ、90センチということで非常に伸びていません。それが千曲の山王島の南のほうへ行くと、大体真ん中の通りと同じぐらいに伸びているわけですか。

そういうことを考えますと、1本通りは西の側の日、ほぼ100%日をいただけるし、東側からも100%いただけます。南北は10メートル間隔ですから、5メートル、5メートルの部分のエリアですが、日の当たり日照については1本通りはそういう形の流れ、だから、桜の木の特徴である日が当たるところはのびるけれども、日影になったら枯れるという、そういうのであります。それが3本通りの場合、1本目の千曲川の堤防の際のほうは千曲川の日を全部いただけるから150センチにも幹回りが成長するけれども、真ん中へ入っちゃうと、もう110、120になっちゃう。当然です。横は、南北は10メートル間隔だから、10メートルの部分はエリアですが、東西になったら6メートル間隔ですから、その木のエリアというのは西側に3メートル、東側に3メートルの部分しかないわけでありまして。そうすると、おのずと日の当たる場面はうんと少ない。追い詰められている。

だから、私はその先ほど答弁の中に40年ぐらいは大丈夫なんですよ。それから考えるべき

だという、これは正しいとは思いますが。それは1本通りの話なんです。3本通りにそれをほめ込むというのは土台無理なんです。そこの危機感の違いがあります。だから、現実に見ていただければ、3本通りのところの真ん中のかなりの枝の中でも枯れ枝が出てきています。枯れ枝のところから、必ずもう腐れが入って、本体のほうまで及んでいく危険性があります。ですから、直接間伐といったら、すぐ、あす、来年切るというんじゃなくて、真ん中の通りの枝を、要するに挟まった枝は、その木の枝はおろすと、それで日を両方へ分けてやるという、そういう作業を経なければ40年なんて絶対もたないと思うんです。

これはもう桜の木のご承知のように、「桜切るばか、梅切らぬばか」というように、桜の木は切ったら必ず腐れが入るから切っちゃあいけないよ。梅の木は切ったことによって強い徒長枝みたいな元気のいい枝が出るから、そこにしっかりした粒の梅がなる、いっぱいなるという、そういう格言のとおりでありまして、やはり日を確保する努力が絶対必要だと思います。ですから、3本通りの中の真ん中の木をやはりひとまず根本から切るんじゃなくて、両側の邪魔して日を遮るような枝はおろして、それで5年後になるかどうか、そのときになったら根本的に根本から切るというような、そういう処置がやはりあってのやはり寿命だと思いますので、必ず40年間は大丈夫だよ。1本通りだった人は言えると思いますけれども、3本通りには当てはまらないと、その辺をぜひご検討をいただきたいと思います。

それから、ネームプレートの関係ですが、もうそういうふうにおっしゃっているように、将来的には、このゾーンはこの方々のオーナーによってできた桜の場所ですという、これは私も賛成であります。その辺も徹底しないと、例えば去年枯れて、去年新しくなった、植えた、その植えた桜の木は5万円ぐらいかかっているんですね、枯れちゃったから。植えたのは5,000円のオーナーのお金をもらって植えた。管理は行政なりの役割でやってきた。それで10年たった。20年たった。枯れた。新しく1本5万円をかけて植えた。そこに、また前の人の名前を下げる。本来、オーナーというのはその木を寄附していただいたという一応前提、ゾーンとなっているのと違って、それを意味する。その木は、もう20年たったら枯れちゃっている。新しく5万もかけて植えた木に、なぜ名札を下げなきゃいけないのか。そういう意味じゃ、ネームプレートの考え方、将来的にはもうなくして集团的にやるというんなら、それはいいんですが、ことしも多分二、三本枯れると思います。そこへ植えた木に、また、新しい前の名前がぶら下がったら、これは矛盾するんじゃないかということで、その辺もご検討をいただきたいと思います。

それから、5項目めの桜の時期に大勢の方が来て、せっかく来た方が、どこへ行っても桜

の名所というのはお花見だんごだとか飲み物とかあったりするんですが、あその場所は何もないというようなこともあるし、それから、ベンチやトイレも大変少ないんで、ぜひせっかく来ていただいた方、桜の全国紙にも載っているような場所ですので、行ったら桜は見事だったけれども、まあ大変だったというようなことのないような、ぜひおもてなしのことで対応いただけたらと思いますので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 小淵議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の占用している区域ということでございますが、堤防上の道路につきましても、遊歩道と自転車・歩行者道専用道路として占用してございます。それとあと、高速道路の際まで、そこについては河川区域ということで国の所有になっておりまして、桜堤の高速道路と境まで占用区域ということでお借りをして、町のほうで管理をしております。

あと、2点目の物販の関係ですが、私も平日行ったりすると、やはり夕方行っても何もないという状況等も承知をしております。これにつきましては、本当に町内の企業の方のご協力のできるかどうかも含めて、来年の実施に向けて商工会等とも話をする中で詰めて、実施をしていきたいというふうに考えております。

あと、3点目の間伐の関係、これにつきましても、現地のほうを確認して重々、枝重なっているものは承知をしております。枝同士等につきましても冬期間等でやっているわけなんですけど、まだまだやり足りない部分等もあるかと思っておりますので、町内にも造園に携わっている業者の方、大勢おられますので、そういう方々にもご相談をする中で、どこまで枝をおろしたらいいかというものを相談をする中で、適正な管理をしていきたいかと思っております。

それとあわせて、今後、将来に向けての管理計画ですね、先ほどお話がありましたように、2列、3列になっている部分の対応とか、そういうものにつきましてもまとめて精査する中で実施を、何年後にはやっていくとか、そのような方向づけだけは早急にしたいかと思っております。

また、それにあわせまして、ネームプレートの関係、今現在、所有者等把握しておりますので、そちらのほうにエリアとしての考え方で今後進めていくよというご了解をいただくためのお知らせ等をする中で、今後、ことし検討する計画といいますか、今後の管理計画に合わせて、枯れたから、すぐ植えるとか、そういうことをしないような体制づくりについても進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、施設の充実の関係ですが、先ほども答弁のほうで申し上げましたように、かわまち

づくり事業という中でソフト事業やなんかも国のほうも参画する中で進めてまいりますので、そういう施設の充実についても占用許可等という手続等もあるわけなんです、そういうものについても簡略化お願いする中で、設置については増設できるような形で予算組みのほうをできればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 答弁をいただいて多くの点で理解をできましたが、その間伐のかなりの桜の手入れの関係については、やはり時間がうんと急がなければならないという思いを私は持っているわけです。そういう打ち合わせ、それから、多分日本の花の会の方も含めての話だと思っておりますが、そういう方々、それは違うかもしれないけれども、やはり早急にそういう検討する場所を設けて、はっきり言って、もう来年の春に向けてでもやっていただいても決して早過ぎないと思っておりますので、ぜひその辺のスピード感での対応をしていただきたいということで、再々質問をさせていただきます。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

間伐の関係につきましては、やはり予算の絡んでくるということ等もございますので、早急に関係者にご相談する中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で、小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（関 悦子君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 通告に基づき逐次質問を行います。

1点目は、小布施町キャッシュレスカードの発想と実現に向けての道筋についてお伺いいたします。

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率8%から10%引き上げに伴い、事業平準化対策として、また、キャッシュレス対応によりまして生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含めて、2019年10月から2020年6月までの9カ月のみの限定的な支援

事業です。加盟している中小・小規模の小売店やサービス事業者、飲食店を対象に行われるものです。加盟店で消費者が何らかのキャッシュレス決済手段を用いたときに、消費者への支払いの一部を還元することで、事業者と消費者の双方にキャッシュレス化を推進させる狙いがあります。

対象になるには、小売業の場合ですと、資本金5,000万円以下、従業員数が50人以下といった条件が課せられており、大企業はこの制度は使えません。また、中小企業の店で買い物をすれば代金の5%が還元されます。コンビニ大手などの傘下にあるフランチャイズ加盟店では2%分が還元されます。また、コンビニ本社の直営店では自社で2%分のポイントをつけて還元率をそろえるとのことです。ポイントの還元のされ方は、値引き、ポイント付与、チャージ、いわゆる入金といった方法があります。店舗によって対応は分かれますが、現在の8%のときと商品の税引き価格が同じであれば、ポイント還元により仕組み上は増税の負担は還元できます。当然8%から10%ですから、その2%分、5%の場合には3%分が還元されるということで、当然それによって消費税8%よりも10%のほうが逆に安く購入できるという形になろうかとも思います。

キャッシュレス決済と定めているのは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマートフォンを使ったQRコードなどの種類があります。タッチ式の決済であれば非常にスピーディーな決済ができます。また、QRコードであれば、アプリ上で購買利益が参照できるといったメリットがそれぞれ存在しています。実際にお金を払うタイミングについても、例えばあらかじめお金を入金して使う、いわゆるSuicaとかPASMOとか、いわゆる電子マネーに代表される前払い、買い物時に口座から引き落とされるデビットカードの即時払い、そして、クレジットカードの後払いといった類型が存在します。このようにキャッシュレス決済手段には多様なものが存在し、キャッシュレス決済サービスの、ほぼ全てが該当すると考えられます。

なお、これらは原則として日本居住者を対象としており、日本円でチャージ可能な決済サービスであることが前提とされています。

世界各国のキャッシュレス決済比率は、中国の数字は2015年度の数字ですが、他は2016年度です。韓国が96.4%、イギリスが68.7%、中国は先ほども言いました2015年度の数字ですが60%、アメリカが46%、フランスが40%とキャッシュレス化が進展している、そういう国では40から60%であるのに対し、日本は19.8%にとどまっています。国では世界的なキャッシュレスの流れを踏まえ、キャッシュレスを通じたデータの利活用により、国全体の生産性

が向上し、実店舗等、消費者、支払サービス事業者がそれぞれ付加価値を享受できる社会の実現を目指していくことが必要と考えています。

2019年現在、日本では約2割程度とされていますが、キャッシュレスの普及率を国では2025年度までに4割に引き上げたいという目標を立てています。

本町では、これらの現状を背景に、町を挙げてキャッシュレス決済に取り組む、小布施キャッシュレスタウンプロジェクトを7月19日に、町、町商工会、長野信用金庫の連携事業として発足し、来年6月30日までにキャッシュレス払いの決済機器無償導入、5%消費者ポイントの還元、また、決済手数料補助などの優遇が受けられる補助事業を活用してキャッシュレスタウンを目指すとしています。つきましては、その道筋などにつきまして、次のことについてお伺いいたします。

町内消費者や事業者の皆様にはキャッシュレスタウンとしての周知とアピールをどのように進めていく、そして、ご理解をいただくのかご回答をお願いいたします。

2点目として、9カ月というプロジェクト期間中にこのキャッシュレス決済の目標普及率をどのように設定されているのかお伺いしたいと思います。

次に、キャッシュレスタウンを目指すに当たって、やはり参加事業者の参加が不可欠です。その参加事業者の目標をどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

また、4点目として、町、町商工会、長野信用金庫等のコラボレーションとしての取り組みは珍しいとの評価をいただいておりますが、町としてその見解についてのご見解を伺いたいと思います。

そして、町としてキャッシュレスタウンをうたうに当たりまして、町独自の補助等支援策の考えはあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 関谷議員の質問の途中でありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時の予定をしておりますが、放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、関谷明生議員の答弁を求めます。

西原産業振興課長。

〔産業振興課長 西原周二君登壇〕

○産業振興課長（西原周二君） 関谷議員の小布施町キャッシュレスタウンの発想の道筋はのご質問につきまして、5点答弁させていただきます。

1点目の町内消費者・事業者に対するキャッシュレスタウンとしての周知とPRについてですが、議員からご説明があったとおり、まずは7月19日に小布施キャッシュレス・タウンプロジェクト キックオフセミナーを経済産業省にも共催いただき、開催しました。このセミナーは、平成30年4月18日に締結した長野信用金庫との協定の中で掲げた地方創生に向けた取り組みの推進を通じて、小布施町の地域経済活性化を目指すことにも起因しており、長野信用金庫、小布施町商工会とも共催しております。

国が推進するキャッシュレス・消費者還元事業の対応、この事業につきましては、先ほど議員のご説明のとおりでございますが、この対応や政府目標であるキャッシュレス決済率40%を小布施町でも実現することを目指すものであります。この事業を推進することにより、消費者の利便性が向上する一方、事業者にも利点があるように進めてまいりたいと思います。

周知、PRにつきましては、国においてもキャッシュレスを推進していますし、小布施町としましても機会を捉えて広報に努めたいと考えております。事業者の皆さんへのお知らせについては、小布施町商工会や町内金融機関のご協力が不可欠と考え、連携を図り、進めてまいりたいと思います。10月19日、20日に開催する小布施六斎市でも推進に向けた取り組みを行いたいと考えております。また、長野県も総務省統一QR「JPQR」普及事業を全国に先駆けて導入しており、県の担当部局とも連携を図り、事業を推進してまいりたいと思っております。

2点目のプロジェクト期間中のキャッシュレス決済の目標普及率についてですが、先ほども申し上げたとおり、政府目標であるキャッシュレス決済率40%を小布施町でも実現することを目指していきたくと考えています。ただし、決済方法に占めるキャッシュレスの比率を正確に把握することは困難であるため、既存のキャッシュレスの方法に加え、最近浸透しつつあるQRコードによる決済方法の普及に努め、3点目の質問の答弁にもなりますが、参加事業者数の目標として商工会加盟事業者の約4割に当たる100事業者がキャッシュレス・消費者還元事業の加盟店登録をいただくことを目標にしたいと考えております。

4点目の自治体として民間と一体となった取り組みは珍しいと言われているが、その見解

についてというご質問ですけれども、全国でも自治体を挙げてキャッシュレスを推進しているところは数少ないと思います。一方で、自治体の公共料金等の支払いについてキャッシュレス化を推進する動きもあり、キャッシュレス化の流れは今後加速するものと思われます。小布施町はコンパクトな町であり、商店街がそのまま小布施町であると言えます。町の産業政策として行うことは可能ではないかと考えています。ご協力いただく金融機関も系列のキャッシュレス事業者の利用促進だけを考えているわけではなく、小布施町の地域経済の発展と事業者さんに有利な条件でキャッシュレス決済が普及することを第一に考えていただいていますので、自治体として取り組むことができるのではないかと考えております。

5点目の町としての独自補助等支援の考えについてですが、キャッシュレスを推進するに当たり参加いただく事業者さんの負担をなるべく少なくする観点から、国で行う支援に合わせて、または国の支援が終了した後も、また町独自の支援を行うという思いはありますが、キャッシュレスの手数料等に対する支援を小布施町が単独で行うことは手数料割合が決済事業者ごとに異なることや独自補助を決済事業者ごとに交付する、または町内事業者さんに負担していただいた手数料を確認し、補助するシステムを開発する必要があり、実務的にはかなり難しいことと考えております。

そこで、初めから町内事業者さんのキャッシュレス決済の導入や運用にコストがかからない、もしくは他のキャッシュレス事業者と比較して町内事業者さんの皆さんに有利な条件をご提示できるキャッシュレス事業者と連携することを考えてまいります。キャッシュレスタウンプロジェクトでは、小布施ならではの特徴のある展開を行いたいと思っており、その1つとして、農家の皆さんが農産物を消費者の皆さんに直接販売する際にQRコードを使っていただくことも推進できればよいのかなということを考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今回この還元対象のキャッシュレス決済手段には、先ほど言いましたクレジットカードなり電子マネー、それから、QRコード、デビットカードの中で、今、課長のほうからQRコードの中でJPQRコードを進めていきたいというふうに回答がありました。このJPQRというのは、総務省が統一するQR決済用コードであって、PayPayとかLINE Payなどもその決済サービスをする9社が、その対応をしていくということで、今現在、この8月1日から長野県と岩手県と和歌山県と4県で実証事業が行われているというふうにお聞きしました。そういうことを観点を見ていると、総務省なり国なり

県なり、また、県の商工会も参加して、この J P Q R コードの推進に力を入れているという現状を鑑みるに、非常に有力な QR コードではないかなというふうに感じました。

今また、回答でも農家の皆さんの農産物の販売にも、この J P Q R コードを決済に使用していきたいという中で、皆さんもご存じだと思うんですが、セブン&アイ・ホールディングスのいわゆるセブンペイというのがセキュリティの不備から、サービス開始から 1 カ月で廃止してしまったということで、非常にある面では、この QR コード等の決済には多くの皆さんが不安視し、また、その対応についても二の足を踏む、そんな状況があるのではないかなというふうに思っています。それで、このセブン&アイも、いわゆる電子マネーの n a n a c o のいわゆる成功例で、非常に簡単にこのセブンペイが順調に機能するという、何か安易の中でセキュリティの問題というのが噴出しまして、1 カ月で廃止というような形になっている。それをやはりこの公の機関も、これからこの統一した形でこの J P Q R コードを推進していくという、その方針について小布施町も、特にこの決済方法については、この QR コードの J P Q R コードを中心に推進していくというお考えでいいのかどうか、改めてご質問をさせていただきます。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○産業振興課長（西原周二君） 再質問にご答弁させていただきます。

議員、今、ご指摘の J P Q R につきましては、各社の QR コードを統一するという点におきまして、非常に利用者の方に利便性の高いものだというふうには考えておりますが、現状その手数料につきましては、優遇期間を設けてゼロ%としているところもございしますが、実質手数料がかかるという事業者もございします。そういった中で J P Q R につきましては、総務省が推奨し、また、長野県でも先駆けて推進していますし、小布施町商工会でもその普及に努めているというところで、小布施町としましても J P Q R 自体を特別扱いしていくということではなくて、ほかのキャッシュレス推進と一緒にしていきたいというふうに思っております。

そういった中で、先ほど J P Q R の中に P a y P a y が入っているというご説明があったんですけども、ちょっと私どもの確認の中では P a y P a y は入っていないというふうには認識はしているんですけども、P a y P a y を含む J P Q R に入っていない決済事業者においても、手数料を当面の期間、一切取らないであるとかセキュリティのご心配のご質問もありましたが、そういったところにも万全を期しているというような事業者さんが幾つもございます。

そういった中で、最初のご答弁とも重なりますけれども、小布施町もしくは小布施町の商工事業者さんに、より有利な条件をご提案いただける事業者さんと一緒に推進してまいりたいということは考えております。そういった中の1つとして、J P Q Rも含んでいるということでご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） それと、今キャッシュレス払いの決済機器が業者に無償で導入できる補助金という形で、国のほうでも助成措置を講じるということなんですが、これはあれなんですかね、先ほど申し上げました4つの決済手段全てに対応できるという、そういう機種であるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○産業振興課長（西原周二君） 再質問にお答えさせていただきます。

詳細につきましては、私どものほうでもしっかりと把握していませんけれども、国で行いますキャッシュレス・消費者還元事業の中で機器導入に対しまして、国が3分の2を補助し、決済事業者が3分の1を補助するという制度がございます。そういった意味で商店街もしくは農業者の方が、そういったものを導入したときには実質、端末機の導入についてはご負担がないということにはなるとは思うんですけれども、一般的にキャッシュレスカードやデビットカードの場合の決済手数料がかなり高額だというお話も伺っております。そういった意味で、QRコードに関してはかなり決済手数料が低く抑えられている点、また、QRコードの場合は、QRコードが示された看板というか標示だけすれば対応ができるという点も含めまして、先ほどご答弁させていただいたとおり、QRコードを中心に進めさせていただければということを考えております。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2点目は、小布施中学校夏山登山復活の動機についてお伺いをいたします。

昨日と本日、栗ガ丘小学校5年生が菅平高原にある2,128メートルの根子岳登山に登っています。夏山登山といえば、私たちの時代も小学校5年生のときには根子岳に、6年生のときは志賀高原にある2,295メートルの岩菅山、そして、中学2年生のときは中房温泉に宿泊をし、懐中電灯を頼りに2,763メートルの燕岳に登山をしました。そして、その途中の合戦小屋で仰いだご来光は今でも忘れられません。3年生のときには1,904メートルの戸隠山に

登頂しました。ふだんの学校生活では味わえない山へ登るという経験を友達と一緒に汗にまみれ、苦勞して登った喜びと山から見る雄大な景色は大変意義のあることと思います。

本年7月17日に、2年生全員が参加する夏山登山を3年ぶりに復活し、標高3,026メートルの乗鞍岳に登頂しました。この2年間は安全面を考えて1泊2日の八ヶ岳自然体験に切りかえ、牛の乳しぼりや木工、木の伐採などを行ってきたとお聞きしました。

登山の魅力はいろいろありますが、日常の生活とは異なる雄大な自然の中で新たな経験を積み、困難を乗り越え、目標を達成することの充実感を味わうことだと思います。今回、通常の引率教諭や山岳ガイド、看護師のほかに住民ボランティアを募り、登山学習を復活させたとのこと。この経緯についてお伺いいたします。

1点目は、八ヶ岳自然体験から伝統行事である夏山登山に切りかえた動機についてお聞きします。

次に、安全面から引率者は何人ぐらい必要と考えて実施されたかお聞きをしたいと思います。

次に、3点目として長野県では7月の第4日曜日を「信州山の日」と定めるなど、信州の夏山登山は大切な学習であり、尊重すべきであり、継続すべきであると考えておりますが、そのご見解をお聞きいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） お答えいたします。

近年、お答えの前に全体的に危ないことはやるなと言うと変ですが、危ないことはいろいろな安全面を考慮して行えと、例えば指導だとか、例えばですけれども、小学校の運動会がかつては騎馬戦とか組体操とかつてやっていたけれども、ああいうものもきちっとした指導者をつけて、その安全面に考慮してやれと、こういう流れになっていまして、登山についても、ある意味危険が伴うので、それなりの体制をもって行えと、こういう流れが全体にあります。

お答えいたします。

小布施中学校においては、2年生の宿泊行事として平成28年度までは唐松岳登山2,696メートルでありますけれども、実施していましたが、しかしながら、身体面から生徒全員が登山に参加できなかつたり安全面の確保に心配があつたりしたことから、平成29年度からは八ヶ岳自然体験に切りかえて実施してまいりました。一方で、小布施の中学生が県内の山岳に自

分の足で登ることで達成感を味わい、日常生活では体験できない大自然の美しさや大きさを肌で感じてほしいという強い願いが地域の方々から寄せられ、生徒や保護者からも登山を希望する意見があったことから、中学校と小布施学園コミュニティスクール運営委員会において、学校の行事について再検討いたしました。

その結果、安全性や実現可能性を考慮し、検討した結果、地域の学校登山に対する期待や学校登山ならではの経験を生徒に味わってほしいという願いから、全ての生徒が参加できる登山を実施していく方向となりました。具体的には、1日目は3,000メートル級の日帰り登山をすると、2日目は周辺地域の体験活動を行える場所とする。そして、今年度は乗鞍岳3,026メートルと飛騨高山ということを選定いたしました。

本当は、もう1年前からこの意見は大いにあったのですが、この生徒が大変大勢出るものですから、前の年はもう予約がしてありまして、前の年にはできなくて1年後になってしまったということでもあります。

2つ目の引率者は何人くらいが必要かというご質問なんですけれども、平成28年度までの登山では、看護師1名、山岳ガイド、各クラス1名、添乗員2名に同行いただいております。さっき申し上げました、より一層の安全性を高めて行うということから、これらの方々に加えて地域の方にボランティアをお願いすることといたしました。ボランティアの数についてですが、当初は各クラス1名掛ける3クラスで3名、それと途中で登れなくなってリタイアしなければならない生徒のためということで2名の5名を予定しておりました。

それで、コミュニティスクール運営委員会や社協のボランティアセンターを通じて、このお願いをしたところ、結果的には8名の方にご協力をいただきました。登山中の班ごとの見守りや体調が悪い生徒の対応をしていただきました。多分2名の方が途中で下山したと思います。初めての試みであったため、ボランティアの皆さんと中学校との事前の連絡調整など、スムーズにできなかったところもありましたが、関係者の皆さんのご意見や反省点など伺いながら、来年度からは改善してまいりたいと思います。

3点目の学校登山は継続すべきということなんですけれども、ご質問にありましたとおり、信州に暮らす私たちにとって、山や川は大切にすべき資源であります。学校登山は貴重な体験の場であり、基本的には学校登山を継続してまいりたいと思っております。もし、将来いろいろな要素がありまして、どうしても見直しをかけなければならないというような場合がありますら、今回と同じようにコミュニティスクールの運営委員さんや地域の方々と相談して、その中でもよりよい方法というのをとってまいりたいと思います。当面は、登

山を続けるということに変わりはありません。

以上です。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今年度、ボランティアの方が8名ご協力をいただいて実施できたということで、今回はあれですかね、看護師さんや専門の地域の山岳ガイドさん、そして、28年度には添乗員の方2名というふうにお話を聞いたんですが、こういう方たちは今回はなくて、あくまでも引率の先生と、それから、ボランティアの皆さんのご援助で実施できたというふうに考えてよろしいのかというのと、私たちがこの年代でいくと60年前ぐらいになるんですが、そのときは300人の生徒が小布施中学校にもいたと思うんですね、ちょうど我々の年代。今は100人ですよ。そうすると、その300人を引率する子の安全面を考える、そういう目と、それから、今100人の子供たちを安全に見守る目というのは、大分見る目に対する一人一人の子供に対しては、今のほうが大分その目がかけられるのではないかというふうな判断をするわけです。ですから、ある面で我々の年代のことを比べてはいけないのかもしれないけれども、今3分の1ぐらいの生徒たちは若干危険にさらしちゃいけないけれども、ある面で挑戦できる、そういうものは大事にしていかなくちやいけないということ考えているんですが、その辺の考え方について、いま一度、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） ただいまの再質問の1点目は、この看護師さんやガイドさんや添乗員の方は、ことしもついてまいりました。その上、さらに8名についていただきました。この8名の方は当初10名お申し込みいただいたんですが、前日になりまして2名の方が体調不良になってしまいまして、結果として8名になりました。8名の方の中から5名選ばないじゃないかと、こういうことにもなりますけれども、8名の方が行かれるということだったので、8名の方、全員をお願いをいたしました。

それから、私どものかつての登山と今の登山は大分お助けしていただいている人、多いじゃないかというようなご質問なんですけれども、先ほどの答弁の一番最初に申し上げました、文科省のほうですね、とにかく危険が伴うことという、けがをすることというようなことについて、大変この数年というか五、六年、その手当てをしてからやれと、とにかく何かの手当てをしてから、例えば事故が起きてもそれなりの対応をできる、あるいは事故が起きないような事前の準備ができているという、そういうことを非常に求めていまして、そういうこ

とが準備できないと大変叱責されるといいますか、何のほかの体制を組まないまま、以前と同じ体制で、ただ復活しましたといいましたら、事故になりましたということだと、校長初め、大変厳しい立場になってしまうので、学校側としても、かつてよりはより安全面に考慮する。例えば、運動会みたいなものなら指導面で考慮する、プロの指導者みたいなものをつけるということをしてからやらないと、何でやったんだって追及が激しくなっちゃうので、今回の登山につきましても、かつての子どもたちとは体力、遊びの能力は違うとは思いますが、今までよりより安全面に考慮して、それから行ったということでもあります。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1 問目、保険者機能強化推進交付金算定のための市町村評価指標について。

平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自主支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みや都道府県による保険者の支援の取り組みが全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取り組みが制度化され、その一環で自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標が設定されています。市町村や都道府県では高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための新たな交付金が創設されています。

1 問目、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者との比較や地域の介護保険事業の特徴はどのように把握されていますか。

保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対し、どのように伝えていますか。

3 点目、地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から、どのように個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。また、地域ケア会議における個別事例の検討件数はどの程度ですか。

4点目、介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けていますか。また、そのような場への65歳以上の方の参加者数はどの程度でしょうか。

5点目、ケアプラン点検はどのように実施していますか。また、福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けていますか。

6点目、要介護認定者の要介護認定の過去数年間の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、渡辺議員のご質問、保険者機能強化推進交付金算定のための市町村評価指標についてお答えいたします。

まず、1つ目の地域包括ケア「見える化」システムの活用についてですが、地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県、市町村における介護保険事業計画などの策定、実行を総合的に支援するため、厚労省が提供している情報システムです。このシステムの利用により、地域間比較等による現状分析から課題抽出を容易にしたり、自治体が施策を検討しやすくしたりすることが期待されています。

町では、平成30年からの3年間の計画となる第7期介護保険事業計画の策定の際、見える化システムを活用していました。具体的には、近隣の須坂市、高山村、長野市、飯綱町のデータ、例えば人口や高齢者、介護認定者、それから、介護保険サービスの利用実績などを比較しました。

分析結果は、高齢化率は高いが要介護認定率は低く、その理由として介護予防事業や農作業の実行と推測され、また、介護の必要度が高くないうちは介護サービスを使わず、同居している親族などが支援していると考えられ、また、在宅サービスの利用が比較的多く、グループホームの利用が多いというのも特徴となっております。見える化システムは有効な情報源であり、今後も有効活用し、今期計画の点検、また、必要なサービスや次期計画の策定、地域包括ケアシステムの構築などに活用してまいります。

次に、ケアマネジメントに関する保険者の方針を、ケアマネジャーに対し、どのように伝えているかということですが、昨年4月に居宅介護支援事業所に関する指定指導権限が県から市町村に移るに当たり、指定運営の基準を町条例で定めています。この条例の中の基本方針などを町の地域ケア会議において説明しております。居宅介護支援事業所が事業を行うに当たり、留意すべき事項などは政令などもほかにもありますけれども、それらを含め、事業

所指導やケアプラン点検の際に伝達しております。

続いて、地域ケア会議において個別事例をどのように検討しているかということですが、主に困難事例の対応については主任介護支援専門員や生活支援相談員、施設管理者などを中心に検討を行い、個々のスキルアップに努めております。昨年度は月に1回定期開催する地域ケア会議、在宅支援連絡会とっておりますが、その際、6件の個別事例について検討いたしております。検討方法については、提供された事例について二、三人のグループに分けて検討し、最後に事例提供者に助言をするという形での実施です。

今年度も引き続き、昨年同様に実施しておりますが、より多くの職種が参加して個別の事例に対応できるように努めてまいりたいと思います。

次に、介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているかというご質問ですが、まず最初に、リハビリ専門職とは理学療法士PT、作業療法士OT、言語聴覚士STのことを言います。脳のリフレッシュ教室を初め、介護予防事業については以前から町では力を入れて実施しておりますが、リハビリ専門職がかかわることは少なく、健康運動指導士または保健師がかかわって主に実施しております。

昨年度の専門職の実績を申し上げますと、理学療法士が、はつらつお笑い演芸会において1回、健康運動士が脳のリフレッシュ教室6回と転倒予防教室24回、保健師が脳のリフレッシュ教室33回、そして、看護師がいきいきサロン98回となっております。これらに参加した65歳以上の各事業の実人員の合計は473人という実績でした。

今後は、さらに地域の定期的な通いの場についても、リハビリ専門職を活用していくよう検討してまいります。

次に、5番目のケアプラン点検はどのように実施しているか、また、福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているかというご質問についてですが、ケアプラン点検は介護支援専門員が作成したケアプランが自立支援に資する適切なプランであるかどうかということを、保険者が介護支援員とともに検証を確認することです。点検を通じて介護支援専門員の気づきを促し、介護支援専門員の資質向上につながることを目的としています。一昨年までは、町福祉課職員が居宅介護支援事業所に出向き、ケアプラン点検を行ってまいりましたが、昨年度は県のケアプラン点検アドバイザー派遣事業を活用し、専門的な視点で指導を行うことができる経験豊富な主任介護支援専門員の協力を得て実施いたしました。今年度も、この制度を活用してプラン点検を行う予定でおります。

なお、事業所の負担も勘案して6年の指定期間中に2回点検をする、実施するという計画

になっております。

ケアプラン点検のほかにも、ケアプラン等給付の適正化の目的に事例検討会を年に3回ほど実施しております。また、福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているかという点については、現在設けておりません。これまで地域ケア会議などのリハビリ専門職関与についてニーズはありませんでしたが、小布施町での福祉用具、住宅改修の取り扱い件数を鑑みて、リハビリ専門職が関与する仕組みを設けるとすれば、どのようなものが適正なのかということを検討してまいりたいと思います。

最後に、要介護認定者の過去数年間の状況についてですが、第1号被保険者の要介護認定者は、平成26年482人、27年度は498人、28年度492人、29年度453人、30年度485人と、ほぼ横ばいと言って差し支えない状況です。見える化システムで平成30年度の認定率を比較すると、全国平均18.3%、長野県17.1%、小布施町は13.1%と平均を大きく下回っています。第7期介護保険事業計画で用いた数値では、今年度から徐々にその認定者は増加を初め、2035年に625人、高齢化率は37.6%、認定率16.8%とピークになる見込みをしております。

以上です。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、1点お願いします。

リハビリ専門職ですね、PT、OT、それから、健康運動指導士ですか、これらはそれぞれ何名いて、適材適所という視点からその仕事の内容の違いは何でしょうか。

○議長（関悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林かおる君） リハビリ専門職のOTさん、PTさんが、今、町内にどのくらいいるかというのは具体的にはちょっと数は把握しておりません。それぞれの役割につきましては、理学療法士さんPTさんですね、それから、作業療法士さんOT、言葉のとおり、OTさんは作業ですね、細かい手のリハビリ、手だったりいろいろなそういった作業的なものもリハビリに資するものですし、理学療法士さんはそれらも含めて、いろいろその方の日ごろの活動内容とか、そういったものを総合的に支援して、リハビリですよ、精神面から含めてやっていただくものです。言語聴覚士さんにつきましては、言葉どおり、言葉とか耳、聞く、しゃべるということに関しての専門職に当たります。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 言語聴覚士さんについては質問しなかったんですけども、作業療法士が関与した事業はどのくらいあるのか。それと、健康運動指導士について、先ほど質問

した、その違いですね、作業療法士との違いは何でしょうか。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 健康運動指導士さんというのは、リハビリ専門職としては考えられていません。どちらかという、今その名のとおり、運動も通じてそのいろいろなその方のリハビリ等にも通じますけれども、実際に運動したり、それから、例えば小布施町の場合だと丸山運動指導士さんがいつもかかわっていただいていますけれども、ウォーキングのときの正しい歩き方だったり、ストレッチだったり、それぞれのいろいろな年代に合わせて運動を通じて、そういった指導をしていただけるという形になっております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点目に移ります。

癒やしとしてのペットと共生しやすいまちづくりについて。

ペットを飼育することによる、癒やし効果によって、病院での受診回数が年間20%も減少すると、そういうデータがあるそうです。ペットには犬のほか、猫やウサギ、モルモットなどありますけれども、以下、犬だけを取り上げたいと思います。

1点目、町内における過去数年の犬の登録数の推移、費用を含めると犬と猫の殺処分数やその原因は。同じく、保護施設へ収容された数はどのくらいか。また、保護施設からのあっせん状況はどうか。

2点目として、ペットして第一に挙げられるのは犬です。くしくも犬自身も言っておりますね。「ナンバーワン」とね。「ワンワン」と余りしつこいと嫌われますけれども、でも、そんなふうな思いで、その犬に対して向かうと憎めないと思うんですけれどもね。

数万年前から犬は危険を人に知らせてくれる存在であったということです。特に夜間、見守りですね。これは重要な存在であったでしょう。ゆえに、これも「番犬」というですね。犬が穏やかに過ごしているとき、人はリラックスすることができ、それが癒やしの始まりとも言われているそうです。まさに犬は癒やしの神秘的な力があると言われ、多くの愛犬家に飼育されています。この神秘的な力、あたかも神のような力があると。それはなぜかと、ある人が言っておられたんですね。犬は英語でドッグといいますよね、DOG、これを反対にするとGOD、ゴッドとなるんですね。まさに神なんですね。なるほどなど。で、取り上げさせてもらいましたけれども、それだけ犬の重みがあるというんですかね。

ただ、運動が欠かせないということですね。ペット同伴の観光客にも便利なように、ある

いはまた、ペットともに田舎暮らしができる移住・定住促進として小布施町が選ばれるためにも、散歩推奨コースの設定とか町中心部に小規模なドッグランを増設できないものでしょうかという質問ですが。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） それでは、ただいまの渡辺議員のご質問にお答えいたします。

最初に、町内における犬の登録数について、過去3年間の状況を申し上げます。

平成28年度536頭、平成29年度509頭、平成30年度492頭となっており、登録手数料は1頭当たり3,000円で、毎年1回の接種を義務づけられている狂犬病予防注射の接種料は3,500円です。

次に、長野保健所管内の犬と猫の殺処分数について申し上げます。

平成27年度、犬2頭、猫42頭で44頭、平成28年度、犬2頭、猫55頭で57頭、平成29年度、犬2頭、猫35頭の37頭です。殺処分数には負傷で死んだ数も含まれています。

収容数について申し上げます。

平成27年度、犬28頭、猫89頭で117頭、平成28年度、犬45頭、猫135頭で180頭、平成29年度、犬25頭、猫77頭の102頭です。

なお、近年殺処分数が減少傾向にあります。減少の背景は、そもそも保健所の引き取り数が減少していることと、平成24年に動物愛護法の改正が行われたことによりまして、終生飼養の責務という趣旨に照らして、保健所はかわいくなかったから、また、引っ越しで飼えなくなったからなどの安易な引き取りの申し出を拒否できるようになったことが挙げられます。それが大きな要因と考えております。

次に、保健所から譲渡された頭数ですが、平成27年度11頭、猫30頭で41頭、平成28年度、犬13頭、猫51頭で64頭、平成29年度、犬13頭、猫33頭の合わせて46頭となっております。

2点目の犬の癒やし等から散歩推奨コースの設定や小規模ドッグランの増設についてご答弁申し上げます。

犬の癒やし効果については、議員から今、ご教示いただきましたように、犬が神というのは非常にびっくりしたところなんです。犬はもともと人間の生活を守る番犬としての役割というものを担っている。また、昔、太古になりますけれども、狩猟の手助けをしてくれる役割、また、害獣駆除の役割、牧羊の手助けをする役割など、人間の生活に実用的に役立つ

存在として、人間にとって非常に有益な存在であったと思います。そういった長い交流の中で、ご指摘のような癒やしの効果を与えてくれる存在になったというふうに考えております。

ご質問の散歩コースの設定やドッグランの増設についてですが、犬は縄張りを設けるもので、家の周囲を歩くものと考えております。また、コース沿いとなる道路等における犬のおしっこのおいなど、新たな問題を生じるおそれも懸念されることから、推奨コースの設定等については現在考えておりません。

次に、小規模ドッグランの増設についてですが、中心部において適地を確保できる見込みがございません。現在のところ、増設についての検討についても行っておりません。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、何点か再質問しますけれども、長野保健所管内での処分とか収容数ですけれども、小布施だけというふうに限定は難しいんでしょうかね。それを1つ質問ですね。

それから、収容された数、それから、譲渡数ですね、その差がありますけれども、その残った犬や猫というのはどうなるのか、それについての質問どうですかね。

それから、2番目に関して、確かにふん尿等は問題ではありますけれども、それを押して、何とかうまく愛犬家と共生できないものかというふうに考えたわけですがけれども、中心部でなくても周辺部、山際とか河川敷とか、そんなところにドッグラン的なものをつくれぬものか、いわゆる前向きな考え方はできないものかどうか。

それから、ふん尿対策として、しっかりとその訓練を施された犬を飼育されている愛犬家も多いと思いますけれども、そうではないような犬に対しては、どんなような対策があるのかどうか、ペット用のおむつなんていう使用なんてというのものもあるような話は聞いたことあるんですけれども、そんなことを含めてお願いします。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） 1点目のご質問の保健所単位での数ということで、先ほどご説明申し上げたとおりでありまして、町としてそういった数について把握はしてございません。

また、収容、譲渡との差ということですが、死亡、それから、譲渡、死亡というか殺処分ですね、死亡、譲渡で、ほぼその数になるというふうに考えてございます。残りどのようになっているかということですが、現在ちょっと確認できておりませんので、また確認をさせ

ていただきたいと思います。

次に、2点目のドッグラン散歩コースの関係で、尿のにおいとか考えた上で、山、河川部地域などでのドッグランの設置ということかと思えます。現在、総合公園にドッグランを設けておまして、さらに新たにということになりますと、その設置の目的などについて吟味をする必要があるかなというふうには考えております。

また次に、訓練のない犬等についてということですが、犬の飼い方教室などを小布施町単独ではないんですが、須高地域で、須高獣医師会の皆さんの協力を得たりしながら3市町村で取り組みを進めております。そういったところへの参加をしっかりと皆さんにPRをさせていただければというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3問目に移ります。

全国学力調査から見た英語教育の課題は。

文部科学省は、4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。中学3年生を対象に、初めて実施された英語では、「書く」「話す」の技能に課題があることがわかったということです。ちなみに、中3英語、「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能の正答率は、「読む」が56.2%、「聞く」が68.3%、「書く」が46.4%、「話す」は30.8%であったとか。コミュニケーション能力の向上を目指し、幼・保・小から英語の早期教育に力を注いできていますが、相手に意思を伝える力の育成が不十分であるようです。

1問、小布施中学校の英語の「読む」「聞く」「書く」「話す」の正答率はどのくらいですか。正答率が低いと推測したわけですがけれども、その原因は何であり、それに対する対策はということで、例えば文法の知識不足、単語力の不足、設問が理解できず、表現すべき内容自体が思いつかない等々。

2点目、ALTと生徒の対話はどの程度確保されているのでしょうか。英語での発信能力を高めるためのスピーチやプレゼンテーションなど、発表の取り組みはどの程度行われていますか。

3点目、文部科学省が今春発表した、英語教育実施状況調査によると、英検3級相当以上の英語力を持つ中3は、全国で42.6%、地域間の差が大きく、高い自治体は60%を超え、低いところは30%台とのこと。小布施中学校の場合はどの程度で、50%ぐらいに上げるための努力は。また、英検受験料の補助はお考えになっているかどうか、お考えできないかど

うか。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、英語についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の英語の正答率が低い原因とその対策ということなんですけれども、小布施中学校の英語の平均正答率は55%でした。これ小数点以下は発表されないの、55でしかわかりませんが、55でした。私どもに来ているのは公立の平均しか来ておりませんが、長野県の公立の平均は54%でした。全国の公立の平均は56%、55、54、56ということなので、おおむね県よりはちょっとよくて、国平均よりは若干というか、ほぼ同等の結果ということでした。

さっきありました、内訳を見ますと、聞くことと読むことと書くこと、これはいずれも全国平均並みでした。それから、最後の話すことなんですけれども、これは全国平均とちょっと差がありました。全国平均も低いんですが、全国平均は30%しか正解がないのですが、小布施の中学生は27.3%ということで差がありました。この話すことのことの一つの差が、全国の平均の56%と小布施の54%の合計点の差になっているのかなと、こう思います。

この話すことということなんです、話すことは全部で5問ありました。5問のうち4問は全く全国の平均正解率と同じ率でした。ただ、1問、こういう設問がありました。バスで登校する少年の絵を見て、交通手段を答えるという、この1問だけが何と小布施の中学の正答率が10.9%という、全国では25.7%という、この1問が相当な開きがあって、これが話すこと約3ポイントのマイナス、全体でいうと1ポイントのマイナスになってしまったということであり、このバスの正答の何が違っていたかという、「バス」という単語なんですね。単語がちょっと間違っちゃったということであり、ちょっとここだけが、どうしてこんなに正答率が違うのかということちょっと推測でしか言えないんですけれども、このことだけで全国よりも1点低くなっちゃったと、こういうことでもあります。

それで、この話すこと5問のうちこの1問だけが全国とは相当の差があったんですけれども、ほかのこと、話すこと残り4問、それから、聞くこと、読むこと、書くこと、これはもう全く全国平均並みでしたので、全体的な技能でいうと全国の水準とほとんど一緒だと、こういうふうに思っております。

ただ、その最後の話すということは、全国平均でも正答率が30.8%、小布施中学は27.3%

という、これだけが異様に、話すことが低いです。ほかのほうは、聞くことは小布施中学68.2とか、読むことも53.2とか、書くことは45.6とかという正答率の中で、この話すことというのは全国的にも低いんですが、小布施も低いです。よって、この話すことの技能ということは向上させなければならないと思いますので、ALTなどを利用して、英語で問答するというような要素を今よりふやしたいと、こういうふうに思います。

ただし、小布施中学校の生徒へもアンケートが幾つか、何項目もとっているんですが、英語の学習ということに関しては、小布施の中学生は非常に肯定的です。前提的にいいと、こういう評価であります。それで、ここにはあらわれてこないんですが、高校受験の成績も大変いいです。よって、英語は中学1年から始めて、これは3年になった4月の試験ですから、実質2年間で試験をやっているわけなんですが、中学3年の高校受験のころになると、さらに一段伸びているのではないかと、こう3年生の伸びしろが非常にあるんだと、こういうふうに大変私は肯定的に考えております。

それから、2点目のALTの件なんですけれども、ALTは現在、中学校に1名配置しております、主にお二人で1つの教室に入るということで、「聞く」「話す」といった表現活動のほかに外国文化ということについても学ぶようにしております。ALTと生徒との対話は授業の中のウォーミングアップやインタビュー活動のほか、廊下で会ったときのちょっとした会話等も行うようにしています。このALTは基本的には日本語は余りできないので、基本的に全部英語です。それから、スピーチやプレゼンテーションについてですか、1学期、2学期、3学期の学期に一度はテストも兼ねてスピーチを行ったり、ほかにも小スピーチや文法事項を用いた対話文をつくって発表したりしています。

それから、かつてはお二人いたALTなんですが、今、一人になっているんですが、空席の一人、主に小学校、幼・保用なんですけれども、このごろようやく採用できることになりまして、小布施町に在住しておられるタイの国の出身の女性にお願いすることができまして、2学期から指導を始めていただいています。今のところ、まだ小学校だけなんですけど、もうちょつとなれましたら、幼・保のほうへも行っていただきます。

3点目の英検の件なんですけど、昨年度なんですけど、小布施中学校3年生の英検3級以上の取得割合は41%でした。全国は42.6%なので、比較しますと、やや低いかなという割合ですが、学校ではなくて塾から受験しています生徒もいますので、もうちょっとこれよりは高い数字になるのかって思いますが、その正確な数字は今のところ把握はできていません。英語に関しては中学校の中でも学力の差が大きくて、授業に苦慮しているんですけれども、でき

るだけこの力を伸ばしたいなという授業を行っていますが、よって、生徒には5級から学校では挑戦するようになって声かけもしていくようにしています。

なお、検定料に対する補助は今のところ考えておらないのですが、全国の都市で開催される本会場で受験するよりも近隣の中学校や高校などを会場とする準会場で受験する場合には検定料が安いので、そちらのほうを主に案内していきたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、何点か再質問します。

その英語の能力ということで、話すことが低いと、原因についてもいろいろお話しありましたけれども、その対策としてALTの人の活用というんですか、話す機会を多く設けるということでしょうかけれども、もう少し具体的にどのようになっていくのか。このALTの方は日本語が余り得意ではなさそうなんですけれども、前の質問でも言いましたけれども、日本語と英語と両方できる、そういう日本人をできれば採用して、時間数を増やすと、授業時間以外にですね、要するに、語学力というのは時間に比例するんですよ。時間をかけないで語学力がつきこないんで、そのあたり本当に力をつけたいなら、私は授業外の時間数を増やすべきではないかというふうに思いますけれども、そのあたりのお考え。

それから、英検に関してですけれども、最近大学の入試でも民間の検定試験いろいろにぎわっていますけれども、関して、できれば中学において1回でもいいから、みんなに受けさせるというか受けてもらうというような環境を、私は小布施町はつくってみてもいいんじゃないかと。もし、100名が全員受けたとしたら経費はどのくらいか。計算は簡単に出ると思うんだね、そこでやっていただいて。

それから、もう一点ですね、これから新人のALTが採用されるそうですけれども、どのような経歴をお持ちの方か、もし、よかったら説明してください。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいまの2点目の英検を全員で受けたときというのは、何のご質問なんでしたっけね。100人全員で受けたときに……

〔「経費がどのくらいかかるか」の声あり〕

○教育長（中島 聡君） 経費、わかりました。

まず、1点目の話すことが低いと、全国でも30で、小布施は27点どのくらいなので、話すことが一番低いんですけれども、このALTを使ってもうちょっと授業を増やしたり、問答

の時間をふやすというようなことで具体的にどうするんだと、こういうことであります。

今、ALTは基本的には英語の授業のところに英語の先生と一緒に授業のところに2人を入れて、それぞれ受け持ちで授業をしていただいているわけで、今の授業が1週間に4時間ずつあって、今は10クラスあるんですね。ですから、この40時間全部にALTが1週間に40時間は、とても入り切れません。大体中学校の先生が1週間に受け持つ授業というのは20時間くらい前後ですから、ALTが1年から3年までの全ての授業に全部入るという時間は今のところとれていないわけですが、もし、今よりももっとALTがあくような時間があるようでしたら、その時間を使ってどのように生徒に接する時間をもうちょっと増やせないかどうか検討してみたいと思います。ALTが一人のときは小学校にも金曜日に来てもらっていましたが、今は中学校オンリーですから、かつて小学校に来ていた金曜日の時間が1学期までは小学校来ていたので、その時間帯を今どういうふうに使っているか、ちょっと中学校に聞いて、時間が浮くようでしたら生徒と、できるだけ触れ合わせるようにしたいと思います。

それから、新ALTはどんな方かというんですが、タイで生まれまして、タイの東大と言われる、何ていいましたかね、王様の名前のついた大学を卒業されまして、いっとき日精樹脂のタイの会社にお勤めで、結婚なすって今、小布施にお住まいであります。TOEICの点数は、ほぼ満点に近い940何点です。満点が950点ぐらいですから、ほぼほとんど満点というような方です。ですから、お出になった大学も日本でいう、タイの東大というような感じなので、全体的な教養みたいなものは十分だと思います。

検定料については3,900円掛ける100人なので39万円ということですかね、全員が受けられれば。ただ、英語も数学もそうなんですが、ゼロ点のほうもあんまりないんですが、100点に近いほうもあんまりないんですが、20点ぐらいから80点ぐらいまでが、ぐわっと山になっておりますので、ちょっとこの全員が受けられる対象になるのかどうかということは、ちょっと疑問はありますけれども。

以上です。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 今まで町も英語教育について熱心に取り組まれているわけですが、なかなか効果が上がらないんですよね。それで、全国的にも英語の専門家の方が、今の英語教育について、学校のと看に見直さなきゃなんないんじゃないかというふうには評価する先生もおられますね。小布施町は、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） 今までのもちろん授業にプラスして、小学校、保育園にALT 1名、中学校に専属のALT 1名というのは、この近辺でいいますと、そんなにありませんですね。ALTが専門で1つの中学校に一人が張りついているということは、この近辺、須坂や長野を見ますと、ほとんどありません。ALT一人で4校持っているくらいというのが当たり前なので、そういう意味でいうと、小布施中学校、この辺の平均的な規模だと思いますが、そこに一人がまるつきし張りついているわけなので、そういう点では環境は整っているのではないかと思います。

この質問にはありませんでしたが、この春の高校の入試は5科目でやるんですが、5科目とも県の平均点よりは、いずれの科目も全て上回っていますが、英語の得点は特に上回っておりまして、県の平均は53.何点なんですが、小布施の中学校は60点ということなので、この3年の1学期に行う、この全国一斉のテストということよりは、英語の全体の能力としては高いところにいつているんじゃないかなと、こう思いはします。ただ、話すということは、もう一つ工夫は必要だと思います。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、最後の質問に移ります。

4点目ですね。新制度下における、ふるさと納税。

ふるさと納税について、国はことし6月からの新制度で、交付額に対してそれぞれ「返礼割合は3割以下」「募集に要した総経費は5割以下」にすることを求め、基準を満たした自治体のみが税制優遇の対象に指定することにしたとのこと。

1点目、小布施町の2018年度における返礼品割合は35.3%とのこと。3割以下にするために、どのような見直しを進められるのか。

2点目、総経費の割合は42%で5割以下となっており、5割以下という基準は満たしています。経費の内容である調達費、送付費、広報費、決済費、事務費などはそれぞれどのくらいで、削減努力の余地はあるのでしょうか。数年間の経過データも。

3点目、2018年度の小布施町の個人住民税の税額控除としての税収減額と人数はどのくらいですか。他市町村への納税額ということ。

4点目、2018年度の寄附額は3億円を超えましたが、さらなる増加を目指すべきであるが、今後どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） ご質問に対し、答弁申し上げます。

まず、1つ目のご指摘のありました返礼品割合が35.3%との数字についてご説明いたします。

35.3%というのは、総務省が実施しております、ふるさと納税に関する現況調査という調査について、町から長野県への回答をもとに報道がなされた数字と思われれます。この調査では、返礼品を各地へ発送する送料について区別することが難しかったため、送料を含んだ額で35.3%と回答しております。調査回答の際には、返礼品割合は3割以下としていることを説明しておりまして、引き続き、国が示すふるさと納税の趣旨に沿った運用を心がけまして、地場産品による返戻割合を3割以内にした寄附を募ってまいりたいと思っております。

2つ目の総経費の割合についてですが、調達費35.3%、受領書等の送付費が0.8%、広報費が0.01%、決済費5.2%、事務費が0.5%となっております。過去3年間の総経費の経過データとしましては、平成28年度が47.7%、平成29年度が41.7%、平成30年度が41.9%です。経費中、返礼品の調達費用と送料が多くを占めておりまして、寄附者にとって魅力的なふるさと納税を維持し続けるためには、現状からの経費削減は難しい状況であると考えております。引き続き、国が示す総経費の5割以下の基準は守ってまいります。

3つ目の小布施町の個人住民税の税額控除の額についてですが、平成30年1月1日から12月31日までの間に小布施町で他の市町村にふるさと納税の寄附をされた方が110名おりまして、税額控除としての税収減額は452万1,000円となっております。

最後に、4つ目のふるさと納税の今後につきましてですが、これまでも、ふるさと納税の趣旨に沿いながら新しいウェブサイトの導入等の工夫を行うことで、年々寄附額を増額されておりました。昨年度は全国から3億円を超える寄附をいただいたところでございます。年々寄附が拡大する中でありますが、決して質を落とすことなく、しっかりと自信を持ってお届けできる返礼品のみを全国の皆さんにお届けしたいと考えておりました。今後は主な返礼品であります農作物の充実を図ることとありますとか、新しい返礼品の掘り起こしなども進めてまいりまして、寄附を通じて小布施町を応援いただく小布施ファンの増加を目指しまして、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点ほどお願いします。

まず、返礼品割合が35.3%、これが送料を含んだ額だということですが、その送料を除いた、それじゃ、実割合ですかね、それは何%なのか。

それから、2点目として、総経費、平成28年度は四十七、八%ぐらい、それが42%ぐらいに下がってきていますけれども、その要因は何でしょうか。

○議長（関 悦子君） 須藤課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） 再質問に対してご答弁申し上げます。

1つ目の送料を除いた返礼品の割合の額なんですけれども、返礼品の割合は3割以下でずっと続けているのですが、正確な額については送料と合わせた額でしか把握しておりません。まして、昨年度であれば3億円でございますので、返礼品自体は9,000万円以下であることは確実なんですございますが、その返礼品だけの額というのは、こちらではちょっと把握していないというところでございます。

一方で、こちら35.3%という数字、やはり今こういった説明をさせていただくとご理解いただけるかと思うんですが、この数字だけを見た方からすると、あれ、3割を超えているんじゃないかなと疑問を持たれる方がいるというのは、私も当然だと考えておまして、ちょっとこちらについては今すぐというわけにはいかないんですが、来年度以降、送料と返礼品しっかり分けた数字で出せるようにちょっと検討してまいりたいと思っているところです。

2つ目の総経費の割合でございますが、こちらは年々ちょっと経費が下がっているということでございまして、こちらはご存じの経緯かもしれませんが、総務省のほうからしっかりと返礼品割合3割以下、そして、総経費の割合5割以下にするよという通知がございましたので、そちらの通知が出たときから小布施町のほうではしっかりと、その通知の趣旨に沿った対応させていただいておまして、その経過で返礼品、ここの割合が少しずつ下がっているということでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、8番、小西和実議員。

〔8番 小西和実君登壇〕

○8番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1点目、まちイノベーションHUBの現状についてということで質問させていただきます。

小布施まちイノベーションHUBという法人組織が、小布施町行政の主導で今から2年前の2017年に設立されました。設立当時には、税金である国からの地方創生交付金を300万円使って立ち上げ、事務所を小布施町役場2階に設置し、代表理事1名、理事6名、センター長1名、事務局1名という人員構成でスタートしたと、2017年当時に行政側から議会に説明を受けております。

この組織を中心に、起業支援のインキュベーションなど、さまざまな取り組みを行っていくという説明を受けておりましたが、なかなか取り組みが住民の皆さんから見えにくい状態であるということで、町民の皆さんからお声をいただくなどの機会がありました。ホームページも2017年8月16日に行われるイベントの告知を掲載したのを最後に更新されておられませんでしたが、ただしかし、この一般質問の通告をしてから、速やかに直近の数日前のイベントの告知が2年ぶりに更新していただいておりますので、この質問については、それだけでも活動に刺激を与えられたという点で、意義があったなと思っております。

まず、このイノベーションHUBの取り組みなんですが、小布施町から事業運営を継承して実施することになっていたんですが、小布施町の小布施若者会議が2017年の第6回目以降には、もう既に開催されていないということで、どうなっているのかということを含めてお尋ねしたいと思っております。

ここで改めて、小布施まちイノベーションHUBの設立の経緯とその後の経過について、そして、小布施町若者会議の現状についてお尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） では、ご質問に対してご答弁さしあげます。

まず、一般社団法人小布施まちイノベーションHUBについてですが、こちらはさまざまな地域資源やステークホルダーをつなげて地域のイノベーションのハブとなり、持続可能な形で町の課題解決や活性化につながる事業を起こす、そういったことをミッションとしまして、平成28年4月に産学官の人材が協働して設立した団体でございます。

設立の経緯についてでございますが、平成27年に策定した小布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な施策の1つに、イノベーションセンターの設置が挙げられ、これは当時、町民の皆さんから成るワーキンググループの議論の中で、地域課題の解決に継続的に取

り組んでいくためには実行できる組織が必要で、産学官民の具現化の協働の具現化を目指そうとのご意見があったことから、総合戦略の具体的な施策の1つに上がったものでした。このイノベーションセンターの具現化された組織化、団体の1つが、一般社団法人小布施まちイノベーションHUBでございます。

議員のご認識のとおり、町では団体の活動初期費用としまして、地方創生関係の交付金を活用して支援をさせていただきました。設立当初は、先ほど述べたミッションを実現するための具体的な活動として、文化と健康を軸とした観光事業の創出、空き家・空きストックの活用モデルづくり、自然エネルギーを初めとする循環型社会の実現に向けた事業の創出の3つのテーマについて、事業化に向けた研究や実践を目指していました。設立しました平成28年から29年の2年間は、主にそれらの事業の可能性について市場調査やヒアリングを行いながら検討を重ねました。具体的な事業が生まれ、取り組みが始まったのが昨年からです。文化や健康、学びなどを軸とした観光・教育DMO事業を立ち上げ、富裕層をターゲットとした高付加価値型旅行のツアー組成を行うとともに、企業の人材育成や高校生、大学生の学びの場とした町全体を活用する宿泊型研修事業の受け入れや小布施のまちづくり関連の視察受け入れなどにも取り組んでいるところです。

このほか、自然エネルギーを初めとする循環型社会の実現に向けた事業の創出については、平成28年度から自然電力株式会社と連携しながら、小水力発電の事業化に向けた勉強会を開催したり、今年度からは一般社団法人スマート・テロワーク協会と連携して環境に配慮しつつ、地域内経済循環を高める取り組みを小布施町でモデル的に創出していくため、環境省の予算を活用した事業実施に取り組んでいく予定とのことであります。

まずは、地域内の事業者同士がつながり学び合うプラットフォームづくりに取り組んでいくとのことで、ちょうど一昨日、国際ホールでそのキックオフイベントとして講演会が開催されたところでございます。また、昨年度から短編映画祭の開催などにも取り組まれ、自立したさまざまな事業展開を行っております。

このような活動が住民の皆さんから見えにくい状態というご指摘につきましては、一団体の広報に関して申し上げる立場にはないところをご理解いただければと思いますが、ホームページが9月中にもリニューアルされるようですし、これまでは主にフェイスブックページにより情報発信をしているとのことです。

次に、小布施若者会議についてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、小布施若者会議につきましては、小布施を拠点に新しい社会モデルを生み出す場として、また、町内

外の若い人材が小布施町に深くかかわるきっかけの場として、平成24年から昨年までの間、計6回のプログラムを町主催により開催してきました。

都会の若者が小布施町に関係人口としてかかわり、多様な取り組みが生み出され、町の地域課題の解決や活性化につながることを主な目的でございました。この結果、この6年間で「HLAB OBUSSE」の開催や旧町民ギャラリーの新たな運営方法の構築、地域メディア研究会の発足やクリエイターの集うまちづくり事業など、さまざまな事業や議論が役場内外で生まれてきました。また、多くの関係人口創出や少人数ではありますが、若手の起業人材の移住、小布施若者会議の全国への伝搬による小布施町の認知度向上につながるなど、多様な成果が生まれたものと考えております。

町の事業としましては、昨年度から慶應SFCとの連携事業、新事業創造プログラムがスタートしたことに合わせ、小布施まちイノベーションHUBが若者会議のノウハウを生かした課題解決型の人材育成事業を実施してきたことや、地域おこし協力隊によるクリエイターズキャンプ事業の実施など、現在、若い方々の関係人口創出に取り組む措置が生まれてきたことなどもありまして、昨年度までの7年間の取り組みを経て、若者会議の当初の役割としては民間ベースで引き継がれていると総合的に判断しまして、今年度以降については町主催による小布施若者会議は実施しておりません。

小布施まちイノベーションHUBにおいては、過去参加者が一堂に会す同窓会的なイベントを検討されましたが、過去参加者や実行委員などのメンバーの方々と相談をされ、今年度においては改めて小布施若者会議といった形での開催はせず、先ほど申し上げたような活動を継続していくということでした。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） それでは、答弁いただいた内容に基づきまして再質問させていただきます。

若者会議はそもそも9年ほど前に大学生のインターンシップというものがあつたころに、そういう取り組み以外のものをしていきたいなということを市村町長が当時構想されて、私がまだ議員になる前の9年前のまさに今ごろ、私と、あと前山岸議員と、あと慶應大学の3名の学生を集めていただいて、いろいろ議論していくというところから始まったなというところを記憶しております。その中で、もちろん町役場の中でいろいろと検討いただきつつだったと思うんですけども、そういった小布施の中で当時29歳だった私と30であった前山岸議員というところで、参加の資格も若者定義として年齢制限を設けるに当たって、35歳以下

としたのは我々が参加するには既にもう30になるということの理由であったということを感じております。そんなところも含めて、企画から始まっている最初の1回目まで2年ほどかかって、2012年の第1回という開催になったわけで、その中、2年間いろいろかかわらせていただいて、私個人としても非常に時間をかけてかかわったところでは、大変感慨深い事業でもありました。

しかし、先ほど答弁いただいたように、旬というか賞味期限というか、例えば私はもう既に38になったわけで、優に35歳を超えてしまったというように、若者会議の役割や価値は既に失われてきているのかなということを感じております。7回目の開催はされずに、6回目の開催から既に2年ほど経過しているということで、やめるにしろ継続するにしろ、ただ、町から移されたということだけで、ほかのところが何かやるんですよということであるよりは、主催として町がやっていたのであれば、その辺のやめるにしろ継続する、継続ということかわからないんですけども、移された中での何かしらの一区切りというのは、ほかの団体に任せず、町の中でどうしていくということを一区切りするのが責任であるのではないかなと思うんですが、そのあたり、いかがな考えをお持ちかということをお伺いしたいと思います。

そしてまた、先ほどまちイノベーションHUBについてご答弁いただいたわけで、私の場合は立場からもいろいろと何となくわかるところがあるんですけども、町民の方からは一体何の組織なんだろうというのが、やはり見えにくかったということがありました。どういう方がやっているのかなということを含めてということで、先ほど挙げていただかなかったので、HUBの理事だったり事務局などの構成員について少しお示しただけならということが2点目の再質問とさせていただきます。

続いて、先ほど答弁いただいた中では、税金の受け皿という認識も少しあるわけですが、国の税金ということですが、2017年9月の先ほどの言っていた事業についてありますが、9月会議の補正予算で町単独事業としての分だけでも、先ほどの滞在型観光やワークステイの推進による新たな雇用創出や既存産業の活性化と、それによる移住・定住者の獲得を目的として、海外からの訪日富裕層旅行者や映像クリエイター等をメインターゲットにした滞在型観光とワークステイの推進による移住・定住事業、ちょっと長いんですが、こういった言葉で行政のほうでつくっていただいているので、そのまま読みましたが、今4,374万円と地域をよくするためのアイデア、施策を町民の皆さんや企業の皆さんと協働でプロジェクト運営が行えるようなマッチングを行えるように仕組みづくりをするためにとい

うことで、これも書いてあるとおりに読んでいますけれども、900万円を費やしているということで、一例としたこの2つだけで5,274万円ということで使われております。

これだけかけておいて、実際に観光の推進だったり雇用の創出が、この二、三年間であったかなというちょっと実感がなかなかできないなというところをちょっと気にはなっているんですが、これは今回の質問にちょっとずれてしまいますので、また改めてということで、ちょっと気になったということで答弁については、こういうところが気になっているということをお示しさせていただきました。

そんなところであるんですが、すみません、今後のそのイノベーションHUBの取り組みについて、町としてはどういうことを、より推進していきたいなということを思っているかということをお示ししても構わないので、先ほどと同じ答弁になってしまうかもしれないんですけども、改めてもう一回伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（関 悦子君） 須藤課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） 再質問についてご答弁させていただきます。

まず、若者会議につきましてですが、こちら私も東京にいたときから、小布施といえば若者会議の町ですねという形で聞いておったりもしたもので、本当に小布施町の関係者の皆様が、昔から何年もいろいろな構想であるとか回を重ねられて積み上げられたものだというふうな認識をしておるところでございます。

こちらの会議の今後なんですけれども、一応町といたしましては、やはり現在さまざまなおところで、先ほどもちょっと答弁さしあげたところなんですけれども、関係人口創出に取り組む素地が生まれてきたことであるということなども総合的に判断しまして、民間の皆さんベースでご活動いただくことによって、実は町ではなく民間に移行することで優良な民間企業との接点をつくりやすくなるであるとか、単純に町の財政負担の軽減となることであること、また、地域課題を超えて時代の潮流である事業へビジネスの創出を小布施で実現できることなどから、そういった形で移行してきたわけでございます。

今、議員ご指摘の何かしら町として一つの区切りのなところをすべきではないかということではございましたので、そこについては、また改めてご検討させていただければと思っております。

続いて、広報についてでございますが、やはり私も役場におりますので、イノベーションHUBの皆様がさまざま活動されているということは、よくわかっているところですが、やはり一町民の方の暮らしの中でどういった活動をされているのか見えにくいというご意見

があるというところにつきましては、なかなか町のほうから一団体に対して、こうしろという事は申し上げにくいのですけれども、そういったご意見があるということはしっかりお伝えさせていただきたいと思っているところでございます。

また、どういった方が理事などされているかということでご質問ございましたので、ちょっと今、私の手元に設立時のときのものしかないのですが、ちょっと今、変更があったら大変申しわけないんですが、設立時の代表理事としましては、桜井甘精堂の代表取締役桜井様、そして、理事としては松葉屋本店の市川様、平松農場の平松様、浄光寺副住職の林様、東京大学教授の小泉様、そして、風味堂の大窪様、そして、慶應SDM研究所主任研究員の大宮様、この方々が理事をされているというところでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） それでは、再々質問させていただきます。

いろいろ申し上げたわけですが、いろいろな取り組みをされているというところも承知しておりますので、町内の方でいろいろご存じない方もいらっしゃると思うんですが、非常に今後の取り組みに対しては期待をしているということが、私の1つ思うところではあります。いろいろ広がりを持っているということは、町内の中だけで活動している、例えば私のような人間からすると、非常に広がりがあることに対しての可能性は感じられるところで、正すべきものもあるのかもしれないですけども、伸ばすべきところを伸ばしていただいて、小布施に資する取り組みをどんどん進めていただきたいなと思っております。役員の方の中には、私がまだ議員になる前にいろいろと細かいまちづくりの活動をしているときに手伝ってくれた方もおまして、その役員の方と暗黙の中で共有していた概念であったりも、その設立当初のいただいた資料の中にはたくさん含まれていたということで共感を持っているわけでありまして。

そういったところで、この取り組みはしっかりと取り組んでさえいただければ、全国に誇ることができるとても理想的な仕組みを持った有意義な組織であるのだなということを感じているわけで、それを先ほど挙げていただいたようなお金も権力もあるような形たちにやっていただけるのは、例えば強い思いや描いたまちづくりの実現性のお金、思いがあってもお金や権力のない私のような人間からすると、そういったものも支援していただけるようなハブという仕組みは素晴らしいということを考えております。

そういったものを2点、当然お考えだと思えるんですけども、行政としてのそれなりの形

では取り組みに協力というか支援していくということは変わらないということでしょうか、今後の取り組みのかかわり方について、ちょっと再度少し伺いできればと思います。

○議長（関 悦子君） 須藤課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） ご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町としてはイノベーションHUBにかかわらず、そういった民間の団体さんで活動していきたいという方がございましたら、そちらは本当に大歓迎でございますし、支援させていただきたいという立場でございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

フィンランド・トゥルク市との姉妹都市の締結の可能性はという質問をさせていただきます。

今の時代は、インターネットやSNSを通じて、日本に居ながらにして世界のあらゆる国々の方々とつながりを持つことができます。しかし、実際に対面して言葉を交わすといった交流にまさるものはありません。

小布施町が国内の魅力ある自治体、あるいは海外の魅力ある都市や町村などと姉妹都市の提携を結ぶということも、小布施の魅力をつくっていく上ではよい取り組みになるかと考えております。

市村町長は4期目の出馬の際に、第一声の中で「小布施町はかつてのマニラ、香港のようなアジアの真珠を目指す」、また「交流のまちづくりを進めていく」と演説をされました。グローバルな視点からは、現在のように通信技術も進歩している時代においては、比較的簡単にコミュニケーションをとることができ、海外との姉妹都市提携なども十分視野に入れていくことができると思われます。

昨年12月に一般質問では既にこの国内外の都市などと姉妹都市の締結はと題しまして、これからの小布施町のまちづくりには、こういった発想の取り組みも必要であると考えられますが、現実的な実施可能性、必要性について現在の考えを明示してくださいという趣旨で質問させていただきました。その際、答弁では、改めて特別な取り組みをすることはないが、機会があればそういった姉妹都市協定の締結も視野に入れていきたいという前向きな姿勢を示していただきました。

そんな中で、今回この9月会議の再開に当たりいただいた冒頭の市村町長の挨拶の中にも

ありましたが、今年度に入って小布施町は、ことし7月から2020年度末にかけて欧州連合が参加する国際都市間協力プロジェクトに参加し、フィンランド・トゥルク市と相互に職員が訪問して交流すると、これは信濃毎日新聞でも既に報道されております。

この機会を生かして、トゥルク市と姉妹都市提携を結ぶなど、一步踏み込んで、より継続的な交流を検討することはできないかということで質問させていただきます。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

[企画政策課長 須藤彰人君登壇]

○企画政策課長（須藤彰人君） ご質問に対し、答弁申し上げます。

議員から今お話がございましたとおり、小布施町は来年度末にかけて欧州連合が実施する国際都市間協力プロジェクトに参加いたします。このプロジェクトは、EUの都市とEU外の都市がペアとなり、共通の課題解決に向け連携していくものです。

気候変動への対策が世界的に重要な課題となる中、エネルギー環境政策について長野市とともに環境福祉分野の先進地域であるフィンランドのトゥルク市と相互交流を行う中で、再生可能エネルギーなどの先進事例を学び、町の目指すべき将来像を描くための一環として取り組んでまいります。

現時点では、交流テーマの詳細などについてトゥルク市と長野市、小布施町の三者で協議を行っている段階であります。議員ご指摘のとおり、グローバルな視点で世界とコミュニケーションをとっていくことは大変重要なことと考えております。

今後さまざまな交流を行う中で、より継続的に交流していく必要がある場合には、長期的な連携も考えられるところですが、まずは本プロジェクトが充実したものとなるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） 再質問させていただきます。

なぜこのように姉妹都市の提携をしたほうがいいなということを思っているかについてなんですけれども、踏まえてもう少し詳しく説明させていただきたいと思うんですが、近隣では長野市がアメリカのフロリダ州のクリアウォーター市と姉妹都市提携を結んでおりまして、昨年度も長野市立長野高校の生徒5名が派遣されております。生徒たちは11日間、向こうで過ごして、現地の空気を吸って、いろいろ国際感覚を養うということを目的に、この事業は20数年前から行われているわけなんですけれども、長い間行われているわけですが、そうい

った事業にいったということですね。

そういったところもある中で、小布施の子どもたちにも、やはり本物を体験していただきたいなということを考えているということが1番なわけです。実際に、その現地に行って、例えばこの高校生たち、長野市の高校生たちなんですが、現地との食文化の違いであったり英語で積極的に話す機会の大切さを学んだということでは、実際にその現実的なリアルな世界を体験するという上では、こういった取り組みは非常に必要であるということを感じております。

小布施町には、幸いにもなんですが、先ほどの1つ目の質問のところでも出てきましたが、HLABサマースクールということで、いろいろな海外の学生の方が来てくださって、いろいろ教えてくれるという機会があります。ただ、この第1段階、あえてこれを第1段階とすれば、実際にその海外の異国の地を訪れること、海外の異国の地でホームステイを体験すること、能動的に自分から世界へ一歩踏み出すことは、その第2段階であって、本当の意味で世界を体験するということは、そういったことであると考えています。この本物の体験を一人でも多くの小布施の子どもに機会ができればな、それは当然ご両親であったりとかということで、そういうご家庭でできることでもあると思うんですけども、行政でもそういった取り組みがあればいいなということで、今回あえてそういうことを考えているということがあります。

もし、姉妹都市を結ぶことができれば、子どもたちを現地にぜひ滞在して、交流させていただきたい、そういう機会をつくっていただきたいなということを考えているわけですが、そういうことも視野に入れて、ぜひ積極的に、もちろん当プロジェクトを完成することがベストではありますが、二次的にはそういったこともちょっと考えて、より積極的に考えていただけたらなということで再質問させていただきます。

○議長（関 悦子君） 須藤課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） ご質問に対し、お答えを申し上げます。

現在、小布施町では幾つかの国内外の市町村と姉妹都市という形じゃございませんが、有効協定などを締結させていただいているところでございます。今グローバルな世界が広がり、簡単にコミュニケーションがとれる世の中でございますので、そういった友好都市は幾らでもあってもいいと考えているところでございます。

今後プロジェクトのそもそもの目的なんでございますが、今回このトゥルク市とのプロジェクトを始めるに当たって、トゥルク市というのは2040年までにゼロエミッションといった

余分な二酸化炭素を、まちで一切排出しない都市を目指しているといったような環境美化の大変先進地域でございまして、やはり小布施町としてもその将来的には長野市を先頭といたしまして、北信地域でのRE100と、RE100というのはふだんの生活、事業活動に必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで担うというものでございますが、将来的にはそういった大きな目標を見据えながらプロジェクトを進めていきたいと考えておりまして、そういったプロジェクトを進めていく中で、より継続的な交流を図っていく必要があるという場合には、そういった小布施のお子さんが実際現地に行ってくださいとか、そういった交流とかも1つ考えられることかなとは思いますが、その形にこだわらない形で、まずはそのプロジェクトのほうに集中していきたいなというところが今の考えでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（関 悦子君） 続いて、5番、中村雅代議員。

〔5番 中村雅代君登壇〕

○5番（中村雅代君） それでは、本日ラストとなりましたが、通告に従って質問させていただきます。

会計年度任用職員制度導入に向けて、伺います。

2020年4月1日を施行日といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現行の臨時・非常勤等職員は、会計年度任用職員制度に移行することとなります。それに従いまして一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化や、会計年度任用職員については期末手当の支給が可能となりますので、給付に関する規定を整備するなど、所要の例規整備が必要となってきます。

そもそも自治体に働く臨時・非常勤等職員は、総務省の調査によりますと、平成28年4月1日現在では、平成24年比で約4万4,000人の増加、また、平成17年比では約19万人の増加となっており、全体で約64.3万人となっております。また、全体の約4分の3を女性が占めております。

常勤職員とともに基幹的、また、恒常的な業務に従事され、今や臨時・非常勤等職員なく

して公共サービスが提供できない現状にあります。当町においても200人を超える多くの非常勤職員の方々が働いており、正規職員の方とともに行政サービスの維持向上のために重要な役割を担われています。しかしながら、法律上の制度がこれまで不明確であり、地方公共団体によって任用、勤務条件に関する取り扱いがまちまちであるため、働き方改革関連法において、同一労働同一賃金の考え方が示されまして、公務においても常勤職員との均等を求める会計年度任用職員制度の実施に向け、労働条件等、制度化されます。

適正な任用や勤務条件を確保するという法改正の趣旨や地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえて、臨時・非常勤等職員の方々の雇用安定、そして、処遇改善を進めるべきだと思います。貴重な人材を確保することは安定した公共サービスを提供することに資するものでありまして、住民の行政への信頼に応えるものです。そして、臨時・非常勤等職員の待遇改善を自治体が行うということは、社会的問題となっています格差是正、同一労働同一賃金を実現する意味でも極めて重要と考えます。

総務省関連の報告書によりますと、昨年12月1日現在で9割近くの団体が今年度9月までに議会提案を予定しているとのこと。近隣では、須坂市、中野市、長野市、上田市等が、この9月議会に議案の提案があり、審議がされました。

昨年度、私は3月会議の一般質問で同様の質問をいたしました。この件に関しましては、副町長より「小布施町のスケジュールといたしましては、平成30年度中に非常勤職員等の現在の任用や勤務実態の把握を行いまして、新たに位置づけます会計年度任用職員の任用や勤務条件を確定し、改正の施行が2020年4月1日であることを踏まえ、勤務条件等を確定させるために必要な条例を、今年度中には策定して、条例として議会に提出したいと考えております」とのご答弁がございました。

そこで、導入に向けての進捗状況、制度の構築をどのようにお考えか伺いたいと思います。

1点目、勤務実態の業務量、時間など、現状把握はどうでありましたか。

2点目、現状を踏まえ、制度の構築をどのようにするのか。

例えば、フルタイム勤務とパート勤務の任用基準はどうなんでしょうか。

また、任用する職種及び形態の具体的な運用の方針はどうでしょうか。

また、給与水準・手当等の具体的設計などはどうでしょうか。

「国家公務員非常勤職員に準じる」と指導されておりますが、休暇等、国が示すそういう具体的設計など、国が示す並みなのか、その辺の具体的な設計について伺いたいと思います。

また、移行に当たっては、現在の労働条件を引き上げることを基本とするのか。また、現

在働いている嘱託・臨時及びパート職員の方々の雇用の継続についてはどうなのか伺いたいと思います。

3点目としては、議会への提案は具体的にいつごろになるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、中村議員の会計年度任用職員制度導入に向けてのご質問にお答えを申し上げます。

最初に、勤務実態の業務量、時間などの現状把握についてでございます。

小布施町におきましては、嘱託職員等の非常勤職員の任用、賃金、報酬、勤務時間等の勤務条件や福利厚生について明確化をするために、平成18年に小布施町一般職の非常勤職員に関する取扱規程を設けました。この中で、非常勤職員を嘱託職員、臨時職員、パート職員というふうに3つに区分をして定めております。ことし4月1日現在の嘱託職員、4月1日現在でございますが、35人、臨時職員は45人、パート職員は124人で計204人となります。

嘱託職員につきましては、保育士、保健師、栄養士等、専門職の資格を要していることを原則としておりまして、勤務時間は常勤と同様で1日7時間45分、1週間の勤務日は5日ということで報酬の支給となっております。臨時職員につきましては、多くは一般事務の補助としての任用が多く、勤務時間については1日7時間45分、1週間の勤務日は今、5日で賃金の支給となっております。パート職員は、時間単位で任用されておりまして、1日2時間の方から週に直しますと30時間未満であるとか、あるいは年間5日勤務の方から毎日勤務される方まで勤務時間、勤務日などはさまざまな状況でございます。毎年4月年度当初に辞令交付のときに非常勤職員の皆様方には、業務内容、あるいはその勤務時間の最初と最初の時間、休憩時間、休日、報酬や賃金、社会保険等について非常勤職員任用通知を交付いたしまして、その中で明確にさせていただいているところでございます。

実態等につきましては、こうした任用通知に基づく実態ということで、ほぼ逸脱した状況というのはございません。また、当初契約した任用通知にございます勤務時間を超えた場合には、時間外勤務手当を支給させていただいております。

現状を踏まえ、制度の構築をどのようにするかということでございます。

1つ目のフルタイム勤務とパートタイム勤務の任用基準、また、任用する職種及び形態の具体的な運用方針ということでお答え申し上げますが、現在の非常勤職員の方をフルタイム

とするかパートタイムとするかは、この会計年度任用職員制度の構築における非常に重要事項でございます。現在、制度のこの新たな改正を一つの契機と捉えまして、今までの任用のあり方そのもの見直し作業を進めているところでございます。具体的には、現在、各課において勤務していただいております非常勤職員の方の仕事の分担の内容ですとか勤務時間、勤務日などを改めて検証の見直しを行っております。また、今後継続して行っていくということでございます。

どういった仕事を非常勤職員の方に行ってもらえるべきか、分担すべきか、その仕事を行うのに適当な勤務時間はどのくらいか、あるいは勤務日はどうか、あるいは現在でも効率化を図れるのではないかといった視点での検証見直しを行うことで、非常勤職員の方一人一人について、フルタイム、あるいはパートタイムが適当であるかという判断をしていきたいと考えているところであります。

任用する職種及び形態の具体的な運用方針については、職種等については現行の職種、形態をそのまま移行することを原則としていく予定でございますが、しかしながら、現在の職種や形態の見直し、あるいは新たな職種を設けることで事務の効率化が図れるのであれば、この点についても考えていきたいと思っております。運用方針については、今のところ具体的なものはございませんが、例えば会計年度任用職員の定義が1会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職と定義されておまして、再任用1年勤めた後の翌年の任用も可能となるわけですが、再任用の期間や何年までその再任用を行っていくかとか、あるいは一つの部署に在籍する期間は何年ぐらいとするかという、こういったことも今後任用方針として考えていく必要があると思っております。

続きまして、給与水準・手当等の具体的設計、「国家公務員非常勤職員に準じる」ということについてでございます。

給与と手当について申し上げますと、フルタイムの会計年度職員については、支給するのが給与となっております。現在報酬なわけです。嘱託職員の方は報酬なんですけど、これが給料になります。また、手当もこれもまた、お答え後で申し上げますが、条例の中で決まっていますが、おおむね国が示しておりますのは、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直を命じる場合には宿日直手当、それと期末手当等とありまして、このことについては条例で決めていく予定でございます。また、パートタイム会計年度任用職員につきましても、時間単位または日単位での報酬の支給となりまして、正規の事務期間を超えた勤務には時間外勤務の報酬を、また、通勤費用や出張費用、いわゆる旅費については費用弁償ということで支給し

ていく予定でございまして、この点についてもそれぞれパートタイム、フルタイム会計年度任用職員について、給与、手当等について条例で定めていきたいと考えております。

具体的なこの設計については、現在作業を進めておりまして、国が示しております会計年度任用職員のマニュアルというものがございます。これを1つ参考としていくこととなります。例えば、このマニュアルにおきましてはフルタイム会計年度職員の給与については、フルタイムの会計年度任用職員と類似する職務に従事する常勤職員、いわゆる正規職員の属する職務の級の初号俸、1の1ということになってきますが、これを給料月額の基本としなさいというふうになっております。こういったことも参考としていきたいと思っております。

また、パートタイム会計年度任用職員の報酬については、このマニュアルの中ではパートタイム会計年度任用職員と同種の職務に従事するフルタイムの会計年度任用職員に係る給与決定の考え方と健康等に留意の上、職務の内容や責任等を考慮して定めるべきとしております。要は、先ほど申し上げましたフルタイムの1の1の号俸が決まりましたら、それを1日の勤務時間等で割って、1時間当たりの勤務時間を出すようになってくると思います。

こうした国の示しましたマニュアルや現在、各市町村でも制度構築を進めているわけですが、市町村のこの制度内容も踏まえながら、またさらに10月1日からは長野県の最低労働賃金もこれも示されますので、こういったことにも注意しながら、制度の構築を行ってきたいと考えております。

会計年度任用職員の勤務時間や休暇等については、これは恐らく規則で定めていくことになってくると思います。

国のマニュアルにつきましては、議員ご指摘のとおり、国の非常勤職員との健康の観点を踏まえることが示されておりまして、具体的な案もこれも全国町村会からも示されているところであります。国は、この全国町村会からの資料に加え、今、申し上げました近隣市町村等の状況も踏まえて、勤務時間や休暇等の処遇についても条例で定めていきたいと考えて、思っております。

5番目の移行に当たって、現在の労働状況を引き上げることを基本とするのか。また、国の継続についてであります。

一般的に労働条件と言いますと、賃金や労働時間、休暇、労災保険、災害補償があります。賃金に相当いたします給与や報酬につきましては、先ほど申し上げました、常勤職員の給料表基準と定めていくことになるわけでございます。会計年度任用のフルタイムについては給料として支給されるわけでございますが、現在の報酬額を基準として見直しを行った後の勤

務実態を踏まえて給料額を決定していきたいというふうに考えているところでございます。会計年度任用職員が働く勤務時間につきましても、先ほど申し上げましたとおり、現在、検討、見直しを効率化の観点から進めておりまして、原則といたしまして、やはり効率化という点においては今以上に長くなるということはないと考えております。

あと、休暇についてですが、国の非常勤職員について人事院規則で定めている勤務時間、休暇等との健康を考慮することが求められております。国の非常勤職員と、ほぼその状況をよく踏まえてやりなさいということでありまして、例えば年次休暇につきましては、職員の1週間の勤務日数や1年間の勤務日数、さらに継続して勤務した年数ごとに国の場合は休暇日数の例が示されております。また、特別休暇や介護休暇についても、こういった例が示されております。

町の非常勤職員につきましては、先ほど申し上げました、今ある規定によりまして、それぞれ嘱託職員、臨時職員、パート職員ごとに既に年次休暇とか各種休暇、あるいはその日数が定められておりますので、これらの今の現況の国から示されております休暇等の内容を踏まえまして、この会計年度任用職員に係る休暇についても定めていきたいと考えております。

あと、社会保険、労災保険、公務災害補償ということでございます。現在、嘱託職員、あるいは臨時職員につきましては、健康保険につきましては協会けんぽ、年金につきましては厚生年金、労災は非常勤職員の公務災害補償または労災保険、そして、雇用保険に入っております。パート職員の方については雇用保険に加入しております。会計年度任用職員への移行に伴いまして、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、社会保険、労災保険ともに今の常勤の職員と同じく、地方公務員等の共済組合、地方公務員等の災害補償基金、さらに退職手当の対象となってきますので、いわゆる労働条件的には今よりは改善されるということでございます。

最後の議会への提案でございます。

今、ほかの市では9月議会への提案ということで行われているところで、小布施町の場合、今議会に提案できなかったわけでございます。このいろいろな条例がありまして、今、申し上げた給与、報酬、勤務時間等のほか、新たに会計年度任用職員につきましては、新たなこの地方公務員法に位置づけられておりまして、サービスなどの一定の一般職に適用される規定もでございます。こういったことで、給与条例以外のものでも改正になってくるのもございまして、今これらも含めて改正作業を進めておりまして、いわゆる12月議会前にはこの条例をお出しして、議会で審議を行っていただきたいと思っております。今のところ、11月の

できれば上旬には議会に出させていただきます、ご審議いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） ただいまは現状を踏まえて今後への見込みなど、見通しなどを丁寧にご答弁いただきました。

少し質問、2点ほど再質問いただきます前に、今回の法改正の趣旨を少し説明させて、無論ご存じなんです、ちょっと説明させていただきたいと思いますが、自治体職員は1994年の328万人をピークとして、定員の適正化やアウトソーシングなどによって減り続けています。そして、さらに市町村合併などにもよって組織機構再編とか、いろいろ削減などが進みました。2006年から2016年、10年間では自治体正規の職員は約26万人減少しております。274万人となっていますが、非正規の職員の方たちは21万人ふえ、冒頭申し上げましたとおり、およそ64万人ということになりました。正規職員退職補充なども非正規職員の方に置きかえられているという実態がうかがえるわけです。

町の課題として、今もなお、例を挙げますと保育士不足などは、この10月以降の教育・保育の無償化によりまして、3歳未満児保育など、今後もさらに確保という意味では課題となっていくと思いますが、保育の現場では7割が臨時保育士の方がいらっしゃるという自治体もあります。給料は先ほど副町長から説明ありましたが、今後は会計年度職員任用という形で一般職の号給表に準じたりと、引き上げられるのかどうかはちょっと不透明ですけれども、現在は正規の方の3分の1から半分程度という常勤の方ではあると思うんですけども、そして、任用期間は半年とか、また1年の期限つきとかいうことで繰り返し任用されて、何十年働いておられる方でも昇給がなかったりとか諸手当は不十分だし年休など、各種そういう休暇制度も正規職員とはかなりの差がつけられています。それがようやく法制化ということになって、処遇改善がなされようとしているんですけども、そのフルタイムの勤務ということとパート勤務の任用基準というところで、また、それぞれ勤務時間など、また、専門職かどうかということに関しても任用の基準が分けられ、されて、もしかしたら、今の答弁にありましたが、今の勤務時間が長くはならないということがあったけれども、短時間になされてしまうのかな、嘱託という雇用からパートタイムというところになってしまうのかなという危惧もありますので、そういう面だと、今回の法制化の趣旨には合わないということで、その点はちょっと確認したいと思います。

退職手当も支給されるようになりますし、パートタイムだと支給されず、なかなか今、自

自治体によっては、小布施町もそうなんですけれども、一時金として年間、二月というそういう規定ですね、ありますけれども、それが国並み、今度は国のそう示す、国の非常勤職員の制度に準ずるよというか、それをもとにということにされますと、これまで努力をして自治体によっては何とか引き上げていきたいという思いが、引き下げられてしまう可能性もちょっと危惧するものですから、その点これから11月上旬に議案提案をされるようですので、その点もちょっとお願いは含めているんですけれども、そういう面では近隣の職員、近隣の市町村のこのたびの議案提示などは参考にさせていただきたくないと思いますので、その辺はいい判断をしていただきたいと思います。

今より勤務時間は長くないというご答弁があったんですけれども、じゃ、返すと、今、嘱託という方はそのままフルタイムにスムーズに移行するという認識でよいのか、令和元年、ことしの4月3日付の総務省通知の準備など状況に関する調査にも見込み数などをお答えいただいていると思いますので、その辺もちょっとわかる範囲で伺いたいと思います。

それから、2点目といたしましては、先ほども副町長ご答弁にありました。この地方公務員法で規定される公務上の義務とか規律とか、人事評価も適用となるわけですので、その辺が会計年度任用職員のフルタイムということでは、そういう制限というものばかりが正規職員並みになってしまって、実際は先ほどから述べていますけれども、労働条件の面では正規職員より格差を残したまま、義務と規律とか処罰は正規職員並みということになりますと、ここはちょっと問題があるのではと思います。そういう会計年度任用制度というものが確立されるわけですけれども、そうはいつでも今と同様、弱い立場の職員の方というのは変わらないと思いますので、その辺も強要することなく職場の環境とか、そういうものもいいものにつながっていくようになればと思います。

ちょっとくどく長いんですけれども、保育士確保では今もなお課題があるわけですけれども、今度この近隣の市町村が示してきますので、その辺は何か保育士確保に向けて給与水準など、設計していくおつもりなのか、先ほど副町長が述べていた範囲のもので国並みを踏まえながら考えているということでしたが、その辺は思い切ったこういう水準などは考えておられるのか、2点目として伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再質問にお答え申し上げます。

いわゆる新たに給与になりますとか手当等の関係、あるいは報酬でございます。法律の改正によりまして1日7時間45分、1週間5日という常勤の職員と同じフルタイムの方、それ

以外の時間、あるいは日数が短い方はパートになるわけでございます。法律の改正の中では、フルの方については、はっきり今までは嘱託職員等が該当するんですが、給料にしろと、手当も先ほど申しあげました期末手当はもちろんのこと、時間外勤務手当も明確になりましたし、通勤手当等々、あるいは休日勤務手当等も出すということでございます。これは今までもお出ししたわけでございます。臨時、パートの方については、最も多く法律で変わった点は期末手当の支給であります。小布施町の場合、既に嘱託職員の方には1年間で2カ月の給料ですか、給料2カ月分の手当、6月、12月に1カ月ずつお出ししていただきましたので、この点はまた、期末手当もどういう基準で出すか、また考えていかなければいけないんですが、それに加えて、いわゆる今の臨時、パートの方にも期末手当を出すということになってまいります。

いずれにいたしましても、労働条件的にはそういう給料表への移管、先ほど申しあげました給料そのものを基準も常勤職員の給料号俸をもとにやりますので、基本的には今以上に給料を下げるということは、基本的にはないというふうに思いますし、していかなければいけないと思っておりますが、例えば社会保険ですとか、そういった関係については仮にフルタイムの方の場合は自分の負担分も出てくるわけですね。要するに、町負担分と自分の負担分のお金、共済とかというのが出てきちゃいますので、そういったものを含めた中で手取りとして幾らになるかということは、これは考えていかなければいけないと思っておりますが、ここらも含めて労働条件的にはそういうもの、今以下のような、例えば給料が減るとかということはないようにしていかなければと考えているところであります。

どなたをフルにするかパートにするかということになってくるんですが、これも各課において、やはり今、個別の職種がございますので、個々当たってみるということでもあります。今こういう方がフルになる、こういう方がパートになるというのは、今ちょっとここでは申しあげられないんですが、やはりどうしても今お話があったとおり、全体的な流れで見ますと、ご存じのとおり、平成16年に、うちは自立ビジョンをつくったわけですね。その中で、その当時ですか、104人、108人いた職員、正規職員を20名減らそうということで、なぜ正規職員20人も減らしたかといいますと、これは要するに人件費の削減をしないと財政的な自立ができなかったという中で、その後、そういう人件費の削減等で職員を減らしてきましたが、正直その分、嘱託なり臨時の方が増えてきたというような状況もございます。

そういった中で、ある意味、その常勤職員の方と同等の勤務時間ということをお願いしてきたんですが、果たしてその非常勤と言いながら、実は常勤的な職になってしまったんです

が、そういったものも含めまして、今、非常勤の方をお願いする形がそれでよかったのかということも、これはやはり検証する必要があると思っております。決して、調べるということだけじゃないんですが、やはり根本的なところで、言い方は悪いんですけども、常勤の方と同じ時間帯だけやっておきながら、おっしゃるとおり、非常にそのいろいろな面で常勤の方との差があるというのが実態があった中で、今回の地方自治法とか地方公務員法の改正があったわけで、この辺もどういう形が一番いいのか、この時間帯であれば十分働いていけるということもあり得ますので、それを考えていきたいんですが、結果として、その今のいただいている例えばお金ですとか、そういったものは低くされてというようなことは避けていかなければと考えているというところでございます。

また、いわゆる人事的な面で特にフルタイムの方は、結構地方公務員法の関係も適用になる部分が多くなってくるんですが、だからといって、あまりその方が、今度常勤の職員と同じようにいろいろなサービスがありますとか守らなければいかんことがありますということは、それは一応その扱いが共済組合ですとか、かなり条件的な扱いにはなってくるにはくるんですけども、基本的には年度ごとの採用ということもあります。そこは、うちは各市町村なんかも条例改正しまして国の指針もありますので、それに沿ってやりますが、決して意図的にそういったところだけ、ぎゅっと、言い方悪いんですけども、そういう立場に置くということではないんですが、ただ、こういう一つの身分的にはかなり条件的な形になりますので、どうしても一定のそういった服務的なものの受ける範囲というのは、前よりは多くなってしまおうというのはこれはやむを得ないかなと思っております。

あと、保育士の関係も出たんですが、この今これから決めなければいけないんですが、いわゆる一般事務の方、今、言われた保育士の方、あるいはいろいろな今、結構多いのが学校生活支援員の方ですとか栄養士の方とかいらっしゃるんですが、実際はもう既にそういった方々の報酬額というのは、ある程度一般職の給料表を参考に実は支給している方もいらっしゃいます。それを低くなるということは全く考えていないわけですけども、恐らくある程度職種ごとに、一つの該当する初任給をどうする、例えば今度は給料表ですので、2年目になれば、いわゆる昇給になってくるわけでございます。どのぐらい1年勤めたら上げていくかということも含めて、これからある程度職種ごとに決めていかなければいけないと思っております。保育士さんについては、今でも非常に意味足りなくて、どの市町村も不足している中で、今のいろいろ比較的いい形の構想を練っているようでございますが、そこら辺も町としても保育士さんの確保をしなければいけないので、これは近隣市町村との関係もご

ざいまして、ある程度そういったものも参考にしながら、給料のあり方も考えていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中村議員に申し上げます。

再質問、簡潔に質問したい点を述べるようにお願いします。

中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 大変副町長のおっしゃるとおりで、これから会計年度任用職員制度ができたらかとって、本当に非正規、非常勤の方たちが正規職員並みに近づくんだというわけではありませんので、その点思いを伺って、本当に今の労働条件、引き下げることがないよという思いで、本当にありがたいと思っております。

しかしながら、この会計年度職員の処遇改善などのための財源確保というものは、国では地方財政計画の中でも明示されていないわけですよ。それで、地方交付税で賄いなさいと言われても、その辺は本当に私たちのようなこういう小規模自治体としては、やっていくのに大変な苦慮する点があると思います。その辺は来年度予算編成において、かなり出費というか、そういう点であるのかどうか、それから、そういうことを国に強く求めていくというよなことは考えておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 実は、財政のお金の話は控えようと思っていたんですが、204人ですね、嘱託の方が今35名いらっしゃいます。やはり非常に大きな負担になってまいりまして、ご存じのとおりフルタイム、我々一般職もそういう退職手当負担金というのは町から出ているんですが、給料月額に1,000分の170、17%を毎月掛けているわけでございます。さらに共済費等もそこにかかってきますので、かなりの金額の増が見込まれます。

いろいろなパターンがあるので一概に言えないんですが、やはり金額的にはとても何百万どころじゃおさまらないというか、数千万、あるいはさらにもう1桁のところに行く可能性もございまして、この予算編成的には非常に幼稚園の保育料の無償化も含めて、令和2年度の予算編成というのは正直、非常に不安がございまして。そういった意味で法律の改正は、その趣旨はまことにそのとおりなんでございまして、一つの市町村といたしますと、どの市町村もそうなんですが、会計年度任用職員に伴う負担金を、財源をどうするかということは大きな課題だと思いますし、なかなか国のほうもおっしゃるとおり、どういう形でそれを国がこの市町村に交付するということも明示しておりませんので、非常な財政上の負担というの

は想像できます。これもうちのほうとすれば、新たなフルタイムよりはパートタイムの職員の方のそれぞれの方のあり方が決まった時点で、ある程度の金額が出せると思いますし、今はっきりした数字は申しわけありませんが、かなり町の財政、予算編成上は非常に大きな課題となってくるのは間違いございません。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で、中村雅代議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時28分